

午前10時7分 開議

**議長（島原正嗣君）** 皆さんおはようございます。連日御苦労さまでございます。ただいまから平成7年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。なお、18番 小井安男議員、19番 藪野 勤議員からは欠席の届け出が、12番 重里 勉議員からは遅刻の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において20番 松本雪美君、21番 成田政彦君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第12号 平成7年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

**議会事務局次長（馬場定夫君）**

〔議案書朗読〕

**議長（島原正嗣君）** 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

**助役（福田昌弘君）** ただいま上程されました議案第12号、平成7年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について簡単に説明申し上げます。

平成7年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その補正内容でございますが、105ページをお開き願います。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億5,930万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億72万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出について簡単に御説明申し上げます。113ページをお開き願います。総務費、事業費の各項目ごとに人件費の補正をさせていただきますが、これは人事異動によるもので、全体で1,255万6,000円の補正をお願いしております。

次に、114ページをお開き願います。下水道建設費の委託料1億円の減額補正でございますが、これは当初予定しておりました南海軌道横断管渠築造工事の工事委託につきまして、南海電鉄と協議を行ってまいりましたが、本年度の施工につきましては、先日議案第4号及び第5号を説明いたしました。この2カ所において行うことで協議が調ったため、減額をお願いするものでございます。

次に、工事請負費5億7,200万円でございますが、これは公共下水道事業建設費国庫補助金の増額により、汚水管渠の布設工事等を行うものでございます。

次に、公債費2,525万3,000円の減額補正でございますが、平成6年度地方債借り入れ額の減少と、利率の変動による償還金利子の減額補正でございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——小山君。

**8番（小山広明君）** 今の説明の中で、南海との協議が2カ所での協議になったのだという理由があったんですが、そこをもう少し詳しく、じゃ、予定はどこであったのか、その辺も含めてお願いをしたい。

それから、利息が下がったということでの説明ですが、その内容についてもう少し詳しく御説明いただきたい。よろしく申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** 白谷下水道部長。

**下水道部長（白谷 弘君）** 小山議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目の委託料の減額でございますが、先ほど助役の方から提案理由で御説明いたしました。まず昨日御可決いただきました樽井5号踏切、それと市場岡田線の軌道横断、もう1本につきましては前畑幹線の軌道横断を予定いたしておりました。昨年来南海電鉄と協議いたしておりましたが、本年度につきましては2本で協議が調ったということで、前畑幹線につきましては現在も引き続き南海電鉄と協議を行っておるところでございます。

2点目の償還金利子及び割引料の減額補正でございますが、これにつきましては6年度の公債発行予定が減少したためでございます。それと、6

年度予定いたしておりました金利につきましては、最近の利子の減少に伴いまして若干の減少になったというところでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） だから、利子がどういように減少になったのか、何％になったのかとか、詳しく説明をしていただきたい。

それから、この補正予算書を見とるんですが、事業費は逆に補正は4億7,000万アップなんでしょう。公債費は2,500万減額になっとるんですが、いわゆる前畑幹線をやる予定だったのがやらなくなったんだったら、もっとそういうようなのはむしろ減額がどこか出てくるんじゃないですか。その辺ちょっと詳しく説明してください。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

先ほどの利率の件でございますが、6年度予定いたしておりました利率につきましては4.8%でございました。補正につきまして利率が3.85、約1%の減少でございます。

それと、委託料が1億減額している件につきましては、工事請負費の5億7,200万円の中に振りかえさせていただいております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） きのうの議論の中でも大変膨大な金額が南海を渡るだけでも要るわけなんです、わずか3年ほどですかね、この下水道会計が始まって。3年か4年ですね。借金も100億円超えとるんですかね。こういうような状況が将来財政に大きな影響を与えて、ほかの事業がほとんどできなくなるのではないかな、そういうふうに思うんですが、当初言われておった1,000億円かかるという——処理場も含めてトータルですけれども、そして30年というのが、財政面からその辺の変更というんか、状況は同じなのかどうか、その辺もまとめて御報告をしておいていただきたい。

それから、一般会計からの繰り入れがなされておるんですが、これは特別会計ですから、基本的には水道とかと同じように独立的に財政が運営されていくと思うんですけれども、30年となると、今恩恵を受けない人も一

一般会計からお金がここに投入されていくことの矛盾ですね。そういう点で一般会計からの繰り入れについては、どういうスタンスで今後臨んでいかれようとするのか、その辺のトータル的な、財政面に絞ってお答えをいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

小山議員御指摘のとおり、本年度の地方債の現在見込み額でございますが、御指摘のとおり100億等になるわけでございますが、私どもこれにつきましては、地方債の発行は、後年度の財政負担を最小限にとどめるよう財源の見通しや財政負担の限度等を考慮しながら慎重を期さなければならぬと、これを肝に銘じて財政運営をやっておるわけでございます。

それで、もう1点の一般会計からの繰入金につきましては、本年度も約6億程度の繰入金をいただく予定になっておりますが、本市のような下水道の建設途上の都市にとりましては、使用料収入等の収入が現在まだ少額でございますので、一定の期間につきましてはやむを得ないのではなかろうかと、このように考えております。

以上でございます。

〔小山広明君「1,000億とか30年とかいうスパンね、変わらないのかどうか」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

この下水道事業がすべて完成するまでにはどの程度の費用と年月を要するのかという御質問だったと思うんですが、現時点では小山議員御指摘のとおり、見直しは行っておりませんので、これにつきましても早急に部内で調整しまして、財源的なものも含めまして見通しを立てていきたいと、このように考えております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） やはりこの計画が当初立てられたときにはバブル前ですからね、ある意味で。そういう点で、バブルがはじけて社会状況が変わって税収が落ち込んでくると。国の方も大きな赤字国債を出すというような状況ですから、当然財政的に回ってこないことを考えれば、金額においても、また完成のめどの年限についても、当然見直すべき環境にあると思

いますよ。そういう点では、早急にそのような見通しを示して、でない  
と繰り入れをやっとるわけですから、まだ供用開始をしてないところにとっ  
ては、いつ我々のところに来るのかという声が切実にあるわけですから。

それと、やはり環境問題からいって、もしこれが50年もかかるとなれ  
ば、50年間雑排水の放流をなおそのままするのかという問題も絡んでく  
ると、かなり政治的な判断もあろうかと思うんですね。そういう点でやっ  
ぱり一般会計との関係を抜きにこの特別会計は考えられないわけですから、  
市全体の財政部門ではこの問題をどういうふうにつかんでいच्छるの  
かというようなことも、できたら御答弁いただきたいと思うんですね。一  
般の方の支援がなかったらこの事業はできないわけですから、そういう点  
で市の財政はかつて経験したことのない厳しい状態という中で、この下水  
道事業というのは今後どのような状況にあるのかというのは、市当局  
からもきちっと答弁をしておいていただきたいと思います。

**議長（島原正嗣君）** 辻総務部長。

**理事兼総務部長（辻 勇作君）** ただいまの全般的にわたっての財政の関係  
でございますけど、確かに言われるように、下水の部分は今現在は工事当  
初だということもあって、一般会計からの繰入金がかなりの額を占めてお  
ります。また、下水の関係の人件費等につきましても、一般会計繰入金と  
いう形で見ているという状況もございます。

ただ、今、全市的な財政の大変厳しくなっている中で、当然トータ  
ルのな中で、下水道は特別会計であったとしても、繰り入れについてはそ  
の時々によって下水道担当課と十分協議しながらやる必要があるのではな  
いかと、このように考えております。

[小山広明君「答弁になってないけどね。どういう見通しを持っ  
とるかということやから」と呼ぶ]

**議長（島原正嗣君）** 小山君。

**8番（小山広明君）** 再質問みたいな形なんですが、僕は協議していくとい  
う話を聞いとるわけじゃなしに、今僕が状況を言うたでしょう。当然見直  
さないといけない状況を私は説明したわけですから、そのことを踏まえて  
市全体としてこの下水道の事業の見通しを今どう考えとるのかですわ。だ  
から、その都度下水の特別会計の方と協議をしていくというのは、そうい  
う答弁を僕は求めとるわけじゃないわけで、当然見直さなければいけない

状況にあるでしょう、今状況的には。そしたら、やっぱり下水だけにその状況を聞いてもそら答えられませんわ。一般会計の方の支援がなかったら、当然この事業は遂行できないわけですから。そういう点で、環境の問題、財政の問題を含め、また市民のニーズの問題を含めて、この下水道の財政面からの見通しをきちっとここで答弁を、方針ということでも結構ですから、してもらわないとね。

このことを最優先してやるとするならば、一般の行政施策、一般施策は当然おくれていくわけですから。どちらにお金を配分するかという問題でしょう。当然、市民の毎日毎日のニーズがあるわけですから、それにもこたえないかん。しかし、下水道はもう始まってしまった。30年でやると言われた、まだバブルがここまで景気停滞がしないうちの発表を、やっぱり今きちっと市民の前に示しておく必要があると思いますよ。そのためにみんな家を建てて待っとるわけですから、いつうちは供用開始されるんかなど。ちゃんとそういうことに立って、状況を踏まえた方針をきちっとしてくださいという質問ですから、今の答弁はちょっと違うと思うんですけどね。

**議長（島原正嗣君）** 福田助役。

**助役（福田昌弘君）** ただいま小山議員の下水道事業今後の見通し、一般会計との関係でどう考えるかという御質問だと思いますけども、下水道事業、まだおくれてる部分でございまして、市民のニーズが非常に高いということで、一日も早い整備を行わなければならないというふうには思っておりますが、議員御指摘のように一方、予算、財政の状況も非常に厳しいという状況にございます。したがって、当初の計画どおりに進めていくのかどうか、その点も含めまして今後の財源の見通しの中で、先ほど総務部長も言いましたように、一般会計あるいは下水道事業実施部局との調整の中で、計画的かつ効率的に整備ができますように、計画的な財源の配分とございますか、今後の計画というのを検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** 小山君。

**8番（小山広明君）** 最後にしときますけども、使用料の収入というのは微々たるものですわね。昨年が130万ですわね。今年度734万ですからね、40億からの事業規模の中では微々たるものですよ。やっぱり相当財政

的に負担になって、このことに市のすべての財政の中心が移っていかないと当初立てられた予定はできないわけですし、このことは今私が質問するまでもなく、当然行政としては検討していかないといけない急務な課題だと思うので、いまだにこれが示されないというのは大変残念ですね。ほんとにこれは真剣に考えないといけない大きな問題ですよ。環境の問題から見てもね。

だから、今そういう答弁がないというのは大変残念ですけども、やっぱり早急に示して、市民の行政に対する信頼といいますか、行政に何を求めていくかということを市民が知るためにも大きなファクターですから、早く示していただきたいと思います。

**議長（島原正嗣君）** ほかに。———北出議員。

**6番（北出寧啓君）** 総括的にお聞きしたいんですけども、この歳入の方で国庫支出金が12億という形で、一般会計繰入金で6,000万という枠組みですけども、昨年度内需とか建設国債とか援用することによって12億は拠出されたんだと思うんですけども、来年度の展望として何億ぐらいめどが立っているのか。国からの国庫支出金ですね。それに対して、財政事情の悪化の中で一般会計繰入金が一体どの程度支出されるのか、その辺の見通しをちょっとお示し願いたい。全般的な財政危機の中での枠組みですね。できたら残り、最終的に市長部局の方にその予算配分、総務部長でも結構ですけど、最終的に答弁していただきたいと思うんですけども。

**議長（島原正嗣君）** 白谷下水道部長。

**下水道部長（白谷 弘君）** 北出議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま補正予算をお願いしておるわけでございますが、この結果、国庫支出金としまして合計12億1,350万円、府の支出金が6,900万円、地方債としまして15億8,750万円、企業局の負担金が5億2,871万4,000円、一般財源といたしまして7億9,201万7,000円と、こういう財源内訳でございます。

それと、2点目の来年度の見通しはどうかということでございますが、国におきましても下水道事業には大変力を入れておまして、今年度並みの国庫支出金がつくのじゃなかろうかと、このように考えております。ただ、本市の一般会計の方も大変逼迫いたしておりますので、国の示す内示のとおりいけるかどうか、現時点では明快にお答えはできないわけござ

いますが、それにつきましては本市の財政部局とも十分詰めて運営に当たっていきたく、かように考えております。

以上でございます。

**議長（島原正嗣君）** 辻総務部長。

**理事兼総務部長（辻 勇作君）** 今、下水道部長の方から来年の見通し、多少御答弁をされましたが、我々といたしましても一般財源との関係がございます。そしてまた、一般会計の中での各施策、事業との絡みがございます。その中で下水道の事業というのやはりおけているという面では、先ほど助役も申し上げましたように、そこに力を入れなければいけないという部分もございますので、それは十分下水道部と協議しながら、必要な部分というのは一般財源の中で見ていかなければならないのではないか、こういうふうを考えております。

**議長（島原正嗣君）** 北出君。

**6番（北出寧啓君）** 市長か助役に答えていただきたいんですけども、下水道工事の占める全体の一般財源、今6,000万出てますけれども、全体の進捗状況の中で、財政の一般的危機の中で、例えば一定の計画を縮小するとか、あるいはこのまま継続するのか、その辺のお考えだけちょっとお示しいただきたいんですけど。

**議長（島原正嗣君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** 下水道の整備というのは大変重要でございまして、一般的に言われるシビルミニマムの最たるものであるというふうに考えております。ですから、今後とも積極的に事業を推進していきたいという考えを持っております。ただ、その中で、できるだけ負担を少なくするという方法を考えなければいけないということで、現在もともと府の流域幹線が西信達地区でとまっておったものを一丘団地のところまで延伸をさせていただいてございまして、既に工事発注さしていただいております。そういうこともあって、それらを流域でやっていただきますと市の方は相当助かりますし、また大きな団地の取り込みができますので、普及率が向上するというのもございますので、なお一層そういう面での知恵を出していきたいというのが1点でございます。

それから、確かに非常に時間のかかる話なんですけれども、ただそういうことを前提に、下水道事業は補助金あるいは起債等についてもかなり手



厚く措置をされておりまして、一般財源を投入する割合というのは比較的少ないという部分もございますので、その辺をうまくミックスしながら、できるだけ進めていきたいと。

下水道といいますと汚水だけの観念でとらえられるかもわかりませんが、雨水と汚水とございますので、当然雨水は公費負担というのが原則でございますから、これは浸水防除という大きなあれがありますので、特に低地帯についてはこれはやはり待たなしてございますので、積極的に推進したい。これは一定、企業局等との約束もございますので、一定の期間でそういうことをすることによってそういう府からの負担ももらうという約束になっておりますので、そういうことも十分勘案しながら、一方では財政面も配慮する必要がございますけども、基本的には積極的に推進をしていきたいと、こういう考えでおります。

〔北出寧啓君「結構です」と呼ぶ〕

**議長（島原正嗣君）** ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

**8番（小山広明君）** 反対の立場で意見を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

今の議論の中にもありましたように、一般会計の繰り入れも大変大きいわけでありまして、予算ベースでいいますと94年度はトータルは35億、ほとんど95年と変わらないわけでありまして、国の補助は、今市長が言われましたように補助が手厚いと言っておりますが、数字的には去年が8億7,200万円、予算ベースですけれども、今年度は逆に8億4,500万円というわずかなものでありますし、むしろ国の補助率は減額されておるわけでありまして、府の補助にいたしましても、去年が5,600万円、しかし今年度は2,600万円しかないわけでありまして、起債にいたしましても、今年度は18億1,500万円でありまして、去年は20億1,600万円というように、トータル予算は変わっておらないわけでありまして、確実に国・府の補助なり起債は少なくなっているのが現状であります。これはやはり国の財政の厳しい状態を1つ反映をとるのではないかと思います。そういう意味で早急に下水道事業の全体を見直す必要があるわけでありまして、いまだにそれがされておらないというのは、大変問題で

あります。

しかし、一方環境問題は、早急に雑排水の処理というのは急務でありますし、行政当局も汚染の原因は家庭の雑排水であるということを言っておるわけでありますから、これらの浄化ということには効率的に、また余りお金をかけない方法でやれる小型合併処理浄化槽というのが提起をされておるわけでありますから、このことも視野に入れて私は下水道事業というのをやるべきではないかと思えます。

おくれればせながら、泉南市はわずかでありますけれども、7年以上かかるところにつきましては合併処理浄化槽の導入に踏み切っておるわけでありますけれども、今の補助金の額ではとてもそのことが推進されるとは思いません。この面をもっと考えられて、市民の皆さんが小型合併浄化槽を設置できるような施策を早急に出すべきであります。今のような大型の下水道事業というのだけを進めるような姿勢は、私は将来の泉南市にとっても問題であろうと思えます。

南海線がありJRがある。線路の下をくぐるだけであれだけ膨大な費用がかかるとい状況にあるとき、現在の水路を使った処理方法の方が私はベターであると思えますし、地元の地場産業の育成からいっても小型合併処理浄化槽であればオール100%地元の業者がやれるわけでありますから、地元業者の育成の面からいっても、私はこのような手法を真剣に考えていただきたいと思うわけであります。管理においても市民の皆さんが管理ができるわけでありますし、大きなことはいいことだという時代は終わったと、私はそのように思いますので、このようなやり方には反対をするものでありまして、議員の皆さんの賛同をひとつよろしくお願いを申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** ほかに。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（島原正嗣君）** 起立多数であります。よって議案第12号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第13号 平成7年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第13号、平成7年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算について簡単に御説明申し上げます。

平成7年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ307万9,000円を追加し、1,547万円から1,854万9,000円とするものでございまして、増額項目につきましては、前年度繰越金及び污水处理施設管理基金定期預金利子の基金への積み立てとなっております。

以上、簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——小山君。

8番（小山広明君） これは、利子が入って、それをまた積立金に納入したということなんですか。金額が違うのは、これは使用料との差額のことなんですか。その辺を少し詳しく。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えいたします。

前年度の利子でございます。5年度の利子で21万1,000円でございます。前年度繰り越した分の利子でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 利子は当然つくわけですから、予算化しとるわけですから、その差額か何かなんでしょう。利子はむしろ下がるとるんじゃない

ですか。そういうちょっと詳しいことをね。前年度のと言ったって、これ補正でしょう。初め予算化ちゃんとしてあるわけでしょう。それで何か変更があったから、今補正を出しとるんじゃないですか。どれだけの金利が変動があって、どれだけの定期預金があるんかも含めてお話をいただきたい。それで、その金額そのものが歳入になってないわけですから、その差額の分は一体何ですかということです。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えいたします。

3年、4年の積立金の1,048万3,120円の定期の利子でございます。

〔小山広明君「それだけじゃないでしょう。補正でしょう」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 汚水処理施設管理基金1,459万9,207円というのがあるでしょう。この問題との関係はないんですか。今1,048万と言われましたが、基金に入れてあるわけでしょう、その基金の利息が。当初は予算組んであるんだから、利息ももちろん予算に入れるわね。変動するわね。変動してこの差額がここの21万1,000円ではないんですか。それでその差額があるでしょう。そのまま歳入されてないでしょう。歳入の307万9,000円補正額しとるわけですから、この差額は使用料か何か、この補正の中身もちょっと御説明ください。

議長（島原正嗣君） 赤井衛生課長。

市民生活部衛生課長（赤井国一君） この利子でございますが、3年度と4年度の剰余金を基金に積み立ててましたんで、それを1年の定期預金に入れまして、7年の5月22日に利子がついてますので、その利子が21万1,000円でございます。現在の基金額といたしましては1,459万9,207円ということでございます。（小山広明君「歳出の差額、歳出の方も答えてください」と呼ぶ）

歳出でございますが、基金へ積み立てるための積立金でございます。先ほどの1,459万9,207円、これにつきましては平成7年5月22日に1年定期で入れております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8 番（小山広明君） 21万1,000円というのは、3年度と4年度の1年にやった1,048万の金利でしょう。そういう説明があったわね。違うんですか。そして、歳出の方で307万9,000円入っとるでしょう。この差額の分については基金の差額の1,000何ぼのことなんですか、そしてたら。そこをちゃんと説明してくださいよ。歳入はわかりました、そういうことだね。歳出の方では多くなっとるわけやから、その差額については基金の金利ですと、そういうことであればそういうふうに言い切っていただきたいですね。細切れにやらんと、聞いとることがわからなんだら、わかってから立ってください。お願いします。

議長（島原正嗣君） 赤井衛生課長。

市民生活部衛生課長（赤井国一君） 失礼いたしました。歳出の積立金でございますが、これは先ほど申しました1,048万の利子と、6年度の歳入から歳出を引きました剰余金286万8,000円、これを足しますと307万9,000円ということになりますので、その合計額を基金へ積み立てるものでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8 番（小山広明君） まあ何とかわかりました。それで、これはダイケンの分ですね。あとの分、移管申請とかいろいろありますが、その辺の状況をちょっと御説明をしていただきたい。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えいたします。

当初、市に移管対象施設として7施設ございましたけども、他の施設で自分とこの自治会で管理するという施設もございまして、今継続でコミプラというのか、その施設をってる地主と自治会と3施設が話し合いをしているところでございます。その中で楠台、いずみ台、サングリーン、その3施設が現在話し合い中でございます。その話し合いがまとまり次第市に移管されるものと、かように思っております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8 番（小山広明君） せっかくこういう施設があって、なければ雑排水はそのまま河川に流されるという状況ですので、これは市が積極的に、相手任せというんじゃなしに、早く市が受け取ってちゃんとした管理をしていく

と、こういうことが私は基本的に必要ではないかなと思いますね。

そうすると、やっぱり泉南市の下水道の普及率というのが、ここに公表されておる率がぐっと上がるわけですからね。今は民間ですからなかなかカウントが、市の管理としてはされないと思うので、その辺はひとつ積極的に市が管理するように、住民が求めとるんであればその辺はやっていく必要が私は絶対あると思うんですね。特に山手ですから、ほとんどがね。そこらの処理の問題については積極的にやる必要があると思うんですが、市としてこの問題についてはどういうスタンスで対応していかれようとしとるのか、御答弁をしておいていただきたいと思います。

**議長（島原正嗣君）** 福田助役。

**助役（福田昌弘君）** ただいまの小山議員の御質問にお答えしますが、管理の移管につきまして、先ほど申し上げたように鋭意協議をしております、できるだけ市の方へ引き取れるように協議を進めておるところでございます、管理の主体を変えましても下水道普及率そのものは変わらないと思いますけれども、管理を市に移管するという方向、スタンスを持って現在やっておりますので、今後ともその方向で早期に解決できるように進めていきたいというふうに考えております。

**議長（島原正嗣君）** 小山君。

**8番（小山広明君）** いや、じゃ、ここに書いてある下水道の普及率の中にそこが全部入ってますか、民間がやるとる分に、あんた変わらないと言うんだったら。大変低い数字ですよ。入っとるの。入ってないでしょう。

**議長（島原正嗣君）** 福田助役。

**助役（福田昌弘君）** ただいまは浄化槽の管理の問題でございますので、下水道普及率とは関係がないというふうに理解しております。

**議長（島原正嗣君）** 小山君。

**8番（小山広明君）** だから、私言っとるじゃないですか。そういうコミブラ、下水道、そういう形の下水道が整備されとるんじゃないですか。単なる単独の浄化槽じゃないでしょう。機能的には変わらないわけです。そうでしょう。ちゃんとした放流水も規制されとるし、そしてきれいに流して行くわけですから、実質的にはそのことで雑排水の処理がされておるんじゃないですか。だから下水道の普及率の中に、市の下水道が移管受ければカウントできるでしょうがな、それは。首振っとるんやったら何でか

ウントできないのか、何でそれをわざわざ分けるわけですか。同じでしょう。むしろ向こうの方がちゃんと管理をすればいいわけですから、何を首振ってまんねん。

**議長（島原正嗣君）** 福田助役。

**助役（福田昌弘君）** 言葉上の定義の問題かと思えますけども、実質的に下水道を市が責任を持って——下水道といいますか、汚水あるいは雑排水の処理について市の責任分野がふえていくという意味ではおっしゃるとおりかもしれませんけども、いわゆる下水道普及率というのは、あくまで下水道の普及率でございますので、その中には入らないということでございます。

**議長（島原正嗣君）** 小山君。

**8番（小山広明君）** 最後にしときますけどね、役所的な仕分けについてはそういうことかもわかりませんが、やはり雑排水を処理して流しておくのか、そのまま流しておくのかという違いでいえば、大きいいわば下水道の処理なんですよ。それが泉南市の場合には1.7%というのがこうやってあるわけですから、じゃ、そういうコミプラという団地ごとにある合併処理浄化槽が、あるとことないところの市の違いは歴然でしょう。そのことでその市がどういうレベルにあるかというのは、こういうもので示されるわけじゃないですか、1.7%としか書いてないわけですから。そうでしょう。

だから、何も法律的な、補助金的な制度の中で仕分けするだけじゃなしに、実質的に泉南市が下水の処理についてはどういう状態にあるかと、そういうことが市民は知りたいんじゃないですか。そういうことを通して市民なり人々は、市の状態を知りたいんじゃないですか。そしたら全く民間に任してる処理じゃなしに、泉南市が責任を持って水質についてもちゃんと管理をしていくと、そういうことが問われとるんじゃないですか。何も字句の論戦をしとるんじゃないですよ、僕は。そういう実態に合った下水道計画をするべきだということを私は言っとるんだから、そういう木で鼻をくくったような答弁とか議論はやめてください。そのことは強く意見として申し上げておきます。そこで首振るような問題じゃないでしょう。僕の言おうとしとるところが何かということがわかってもらったら、そこで首を振るような問題とは全然違いますよ。

議長（島原正嗣君） 意見としておきます。

〔小山広明君「はい、意見で結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第14号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成7年9月26日に国において一般職の職員の給与等に関する法律の一部が閣議決定されたことに伴いまして、本市におきましてもこれに準じて、一般職の職員の給料及び諸手当の額を改正するために、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正内容でございますが、扶養手当につきまして、満16歳の年度の初めから満22歳の年度の末までの子がいる場合の加算額を1人につき月額「2,000円」から「2,500円」に、また宿日直手当について、通常の宿日直については1回につき「3,300円」を「3,400円」に、特殊業務に係る宿日直につきましては「6,000円」を「6,400円」に、常直につきましては月額「16,000円」を「17,000円」に、また給



与につきましては国に準じて平均1.06%の増の改定を行うものであります。

改正後の給与及び扶養手当につきましては、平成7年4月1日から適用するものとし、宿日直手当につきましては平成8年1月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** これより質疑を行います。質疑はありませんか。——  
——小山君。

**8番（小山広明君）** 職員の給与の改定のようにありますが、うちの場合には、職員の給与に準ずるといって形で特別職なんかの給与も連動する部分があるのかどうかですね。その辺、このことによってそういうことが生じるものがあればちょっと御説明をしておいていただきたい。

それから、1.06というのは、その中身をもうちょっと、1.06に何かプラスアルファがあるんか何か、ちょっとよくわからないんです、この給与の上げは。ベースアップとか定昇とか——定昇というのは私が来年になったら1歳ふえるから、1.06関係なしに上がる部分があるんでしょう。それとベースアップとかね。そういうものを含めて実質的にAという人が、去年の人が来年になったらこんだけ上がるというような、そういう普通の人——普通の人と言ったら語弊がありますが、市民にわかりやすいようなアップの状況をちょっと御説明いただきたい。

**議長（島原正嗣君）** 楠本人事課長。

**市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君）** まず、今回の人勧に伴いますアップ率でございますけども、先ほど助役さんから説明しました1.06%、これは諸手当に影響させた平均の率でございます。国の給与表からいけば0.9ということになっておりますけども、本市の場合のいわゆる影響、諸手当を考慮した場合には1.06の平均の給与のアップということになるということでございます。

それと、特別職の今回のいわゆる影響でございますけども、現在のところ特別職に影響する手当はないということでございます。準ずるといってでございますけども、調整手当はないということでございますので、反映しないということでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 国の方が0.9だと、泉南市に置きかえると1.06だと。この辺の理由がちょっとわからないんですよ。

それから、はっきり言えば、この条例の改正で特別職には何にも影響するものはないと、こういうふうに理解したらいいんですね。そこをちょっと明確にしといていただきたい。特別職というのは議会が議決するんでね、僕は特別職のすべてはやっぱり独立してやるべきだと思うんですね。準ずるという形では、議会の議決をせないかんという絡みからいえばちょっと不自然だと思うので、その辺はちゃんと整理されとるのかどうか、期末手当の月数の掛けにしても全部ね。

議長（島原正嗣君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 今回の人勧の平均アップ率0.9、これは国の給与表に基づきまして平均が出された率でございまして、本市に置きかえましていろんな諸手当を反映させた場合には平均1.06ということでございますので、よろしく。

議長（島原正嗣君） 特別職の連動の問題。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） （続）特別職の連動の問題ですけども、連動しないということでございますので、よろしく。

〔小山広明君「いや、連動しないって、連動するものはないということやろ、答弁としては、明確にしといてください。連動するものはないと」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） ただいま議員御指摘のように、今回特別職については連動するものがないということでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） この問題だけじゃなしに、要するにこういう職員の給与の問題が議案として出てきますわね。それを議決することで、特別職に自動的に連動するものは全部整理されていますねということですよ。期末手当も全部含めてね。そのことをちょっと明確にしといてください。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 項目といたしまして通勤手当ですね、その部分に変更になった場合には連動するというところでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） やっぱりおかしいんじゃないですかね、通勤手当。市長というのは市長専用車があるわけですし、実質的には通勤手当というのはないわけでしょう。出しとるんですか、今通勤手当を。市長はたしか毎日公用車があってやっとなるんだから。特別職ですから、通勤手当というのは普通の常勤の職員にはあるわけですが、そういうものもやっぱり整理をしておくべきじゃないですか、実態に合わせて。他市の人が市長になることもあるかもわかりませんが、普通は市長には専用車があるわけですから。もしやらないといけないものであれば、市長の報酬の中で僕はやるべきだと思うんですよ、これはね。連動するとやっぴりまずいと思うんですよ。議決をせなあかんわけですから、市長の報酬、いわゆるトータルな支払う給料についてはですね。やっぱりそこをちゃんと整理をししてもらわないと、ややこしいんじゃないですか。違うんですから、議決が2つあるわけですからね。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 確かに公用車を通勤に使用することもあるわけですが、それについては市長1人ということですが、特別職となりますとほかの方々のございまして、いろんなケースが考えられるわけですが、機械的にそれをカットということも現状ではなかなか難しい面があるのではないかと、そういうふうにおります。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） いや、僕は出すな言うとするんじゃないですよ。こちらの議決の中にそれを盛り込ませるべきじゃないんじゃないかというんです。特別職の手当については議会にかけなあかんわけですから、その中にそれを入れたらいいんじゃないかと言うんですわ。これ決めたら、何か自動的にこうしちゃうと、やっぱり2つ性格の違うものを同じ議案の中でやらないかんからね、その辺はやっぱり問題があると僕は思うので、現状だけの説明じゃなしに、僕の意見を聞いて今後検討するとかね、そういうような答弁でないちょっと困りますよ、それは。僕は問題提起しとるわけですから、出すな言うとするんじゃないですよ。そういうことですよ、議長ね、僕の言わんとしとることは。だから答弁がちょっと違うんですよ。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 今議員指摘された状況がございますので、他市の状況等を一度調査いたしまして、検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第15号 平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案書を朗読いたします。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第15号、平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）について説明させていただきます。

まず、提案理由でございますが、職員の給与改定に伴いまして一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、先ほどの給与改定の条例と関連いたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,455万6,000円を追加し、242億4,602万4,000円から243億58万円とするものでございます。給与改定につきまして、改定率は先ほど申し上げましたように1.06%、実施時期は平成7年4月1日にさかのぼることとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御

審議の上、御了承賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——小山君。

8番（小山広明君） きょうの新聞でもいろいろ出とるんですが、このいわゆる加算問題ですね。これは泉佐野市も、また高石、松原もという形で出とるんですが、泉南市の状況は、この問題はどうなっておるのか、ちょっと御説明をしていただきたい。

議長（島原正嗣君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 本市の一時金の加算制度の件につきましてお答えいたします。

本市におきましては、一時金の加算制度につきましては、係長級5%、課長代理級10%、課長級、次長級が15%、部長級が20%をそれぞれ役職に応じまして支給してございます。

また、このほか補職につかなくても一定の等級、号給に達しまして、かつ一定の年齢に達した場合の職員につきましても、本市の場合には30歳以上で5%、40歳以上で10%の加算を実施いたしております。

以上が本市の内容でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） そうすると、新聞で問題になってる部分でいきますと、30歳、40歳にも——係長の上が課長ですか、10%は。そこらと同様に出しておるといことですね、今の説明でいえば。

この法の趣旨ですね、それにどの程度の拘束のある指導なのか——加算支給というのがですね。僕も議案が出たときにはいろいろ議論して、それはやっぱりおかしいんじゃないかということを行ったわけなんです、これはある意味で職員組合なんかとの協議の中で決定をしてるわけでしょう。この辺を自治省なり大阪府の地方課は指導したいと言っとるらしいんですが、役職加算の趣旨からいって世間に通らない話だというようなコメントを出しとるんですが、こういうコメントがなじむものなのかどうかですね、議会で議決しとるわけですから。そのことはどうなんですか、これ。泉南市の場合は、厳密に言うたらちょっと違法な——違法と言ったらおかしいけど、厳密に言うたらこれと類似の事例ですね。そこはどうなんですか。

議長（島原正嗣君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 加算制度につきましては、平成2年の人勤で、民間のいわゆる特別職の支給状況を踏まえまして、係長級以上の職員に、職務段階等に応じまして20%以内の加算をするとの勧告が出されております。この内容を受けまして府下各市とも、多少年度が違いますけれども、現行の制度ができてきておると。

ただ、新聞で掲載されました泉佐野ほか2市でございますけれども、本市と違う点は、30歳未満でも一定の規則で3%支給するとか、職員全般にわたって加算を支給している状況にあるのではないかということで指摘されたものでございます。そして、本市の場合は、先ほど説明したいわゆる段階的に加算するというところでございますので、よろしく。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） だから、その自治省なり大阪府の地方課の見解がどうかというんですよ。こういう見解が示されるべき内容なのか、やっぱり泉南市は泉南市で独立しとるわけですから、自治体としてね。ある予算の中でより効率的な運営をするために、いろいろ給与体系つくるわけでしょう。人勤のそういう指導というんか、そういうものが違うものをつくった場合に、何か強制力というんか、いけない、直さないかんようなものがあるんかどうかですわ。

だから、ほかは全部やっとするけど、うちは30歳から40歳からだということですが、それでもこの地方課の言い分を言うたらちょっとおかしいですわな。30歳になったら10%加算されるわけでしょう。40歳になったら15ですか。そういうことはどうなのかですわ。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 人事院の方は係長級以上という形での勧告でございますし、新聞紙上で松原等の対応は全職員という形の対応と、その辺が違ってらるわけございまして、そういう中で本市といたしましては、全職員対象でなしに、かといって係長級以上というふうな部分に限定せずに、30歳、40歳ということで設定したわけでございますが、その趣旨とするところは、以前は職員が一定の年齢に達した場合、まあ言えばそのほとんどがポストにつくことができたという状況があったわけでございますが、年齢の構成等の関係で一定の年齢に達しても、またそれだけの技量がありまして、それなりのポストにつけないという状況になってき

てると。そういう中でやはり職員の士気の向上等を含めまして、私どもといたしまして1つの基準を設けたという経過があるわけでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 年齢が同じように上がってきたからポストにつけるいうても、ポストの数が限られとるわね。それはもちろんそうですわ。そういうようなことで人事をやっとるというのは、全く理解できないと思いますよ、僕は。何ぼ年齢が来ても、2人おればどちらがこのポストにふさわしいかということで人事をすと思いますが、だからといってその方が、年齢的に言ったら同じポストにつくべきだけど、ポストがないと。だからこういうふうに30歳になったら同じような手当をつけるというのはね。お金の面だけで人を管理するというのは、僕は余りよくないと思いますけどね、そういう点でこの制度そのものが大きな矛盾を持つとるんではないかなと。

この制度を導入したのは、よく頑張る人にはつけてやるけども、頑張らない人にはつけないよという形で働かそうとする発想でしょう。これは初め、僕は民間的な発想だということを言ったんですけどね、特別につけるわけですから。それだったら初めから係長は何ぼて、係長のあれを決めたらいいわけですからね。そこにまだプラス加算するわけでしょう。しかも、同率に加算するんじゃなしに、母体が大きいとこへ持ってきてパーセント値を上げるわけですから、物すごい開きがついてきますわな、これは。しかし、みんな生活するのは一緒ですよ、家へ帰ったら。どんどん格差が広がっていく構造ですよ、これ。

だから、本来役所の給料というのは、案外民間と違って、係長になってもならなくても給料的には余り変わらないと。しかし、仕事に対する意欲は係長になった方が、ならない人よりも何か意欲を持ってやるような発想ですわね。僕は、それはある意味で正しいと思うんですよ。それでまた給料の格差をつけるということでは、給料そのものの意味が、何か競争さすために給料で操作をするという民間会社の発想に近くなると思うんですよ。やっぱり給料というのは基本的には生活給なんですから、給料ぎょうさんもらうから働くとか、給料少ないからおれは働かんのやと、そういうようなことではないでしょう。また、そうあってはならないと思いますよ。それぞれに置かれた職場で全力を尽くしてやるような組織をどうつくるかと

ということが、給与を出すときの——給与の面でもその面を配慮しなかったら。

だから、そういうふうには30歳、40歳につけるとというのは、泉南市は間ですわな。全部出すとこと係長から以上出すとことある中で、泉南は真ん中ぐらいをやっとると。これはやはりそれでいいのかなと思いますね、もっとこの制度のあり方を含めて。これは、泉佐野は悪い——悪いと言ったらおかしいけど、泉佐野のやっとることを単に批判しておれない泉南市の状況だと僕は思いますけどね。

その辺で、このような役職加算というあり方を私は根本的に見直さないと矛盾が出てくると、そう思うのですが、その点の見解はどうなんですか。これが間違ってるというならば、泉南市は間違っていないと言えないですよ。これは市長が政治的な判断で答弁してもらわんと、この問題は制度の問題やから。

**議長（島原正嗣君）** 細野市長公室長。

**理事兼市長公室長（細野圭一君）** 公務員の場合のその評価ですか、それを受けての給与というふうな形ですね。この辺はいろいろとこの前から各議員から職員の職務の対応等ですか、職務についての役割、また自覚、その辺を含めていろいろと御論議をいただいてきてるところでございますが、そういう中で、人事院におきましても各関係機関からのいろいろと意見を聴取した中での一定の役職加算というふうなことを定めてきたというのは、やはり今の時代の背景というんですか、一般の民間の流れ、そういう中で1つの制度ではないかと、そういうふうには認識しております。

そういう中で現在、それが議員御指摘のようにすべてを納得できるような制度かといえば、やはり制度的にまだ新しい面もございますし、その辺の完全な補完はできてない部分があるかと思いますが、やはり今後私どもといたしましても公務員としての自覚、また役職の者の今後の自覚、役割を十分認識していく上で、この給与等の問題につきましても考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** 小山君。

**8番（小山広明君）** やっぱり趣旨は、民間とのある意味で役職者の格差があるということで、こういう役職加算ということを一定導入してきとるわけですけども、実際的には格差が生まれとるわけですね。役所の公務員の



給与というのは、案外格差が民間に比べて少ないということで、やはりみんなが一体となって働く職場が形成されたと思うんですが、競争させる形で働かすという、本当の意味の人事管理をする能力がなくても、給料を出さか出さんかで働かすというやり方は、私は市民全体に奉仕する立場としてはまずいと思いますよ。やっぱりこういう形ではね。十分その人の経済的なことを保障し、職場の中でも格差は余りない形の中で、みんなが一緒になって市民のために働くということからすれば、民間の手法を役所の中に導入するというのはどうかと、私はそう思いますけどね。

だから、そういう点では、こういう役職加算というあり方そのことが大きな矛盾を持っておると、私はそう思うので、市長に、市長は800人を超える人を掌握して組織化しとるわけですから、こういう役職加算という形で職員の一致団結してやる力を、私はこれは何もそのことにプラスにならないと思うんですが、市長、このような制度そのものにはどない思いますか、これ。

**議長（島原正嗣君）** 細野市長公室長。

**理事兼市長公室長（細野圭一君）** 競争をあおり立てるとか、そういうふうな形ではないと思うんですね。やっぱり仕事の質というんですか、それが一般の企業のみあ言えば利潤追求という面と、公務員の場合、やはり住民福祉の向上という面での仕事の質が全く違うという中で、やはりポストの1つの比重というんですか、それに対する加算という形でして、議員御指摘のように、この制度によって各職員間での競争をあおり立てるとかそういう形ではないと、そういうふうに理解しております。

**議長（島原正嗣君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** これは人事院勧告によって制度化されたものでございます。それから、やはり役職につきますと、当然係なり課なり部というものを掌握して、そして指導、監督する仕事が当然入ってくるわけですし、それに伴っていろんな責任の度合いも当然変わってくるわけでございます。そういうことも含めて、やはり一般の民間の形態も踏まえてこういうものが制度化されたものでございまして、本市におきましても人事院勧告を尊重するという立場もございまして、そしてさらにそれらの職務に精励をしていただくという形で導入をいたしておりますので、その辺は御理解を賜りたいと存じます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 最後にしときますけども、何にもそういう加算がないのであれば市長の議論は成り立ちますよ。当然、課長なり部長になれば、部長手当、課長手当がつくわけでしょう。それがまさしく市長が説明したような趣旨の出し方じゃないですか。それがもし少ないというのであれば、そのことを見直せばいいんであってね。だからそういう、より働いとる場に必要以上の格差を持ち込むというのはね。あくまでも給与というのは生活給なんです。そうでしょう。最低生活を——最低と言ったらおかしいけど、生活をする者を保障していくというのは、使ってる側の責任じゃないですか。だから、ちゃんと年齢が上がれば加算をされるし、また役職につけば役職手当がつくし、そういうものがちゃんと整備された上に、なおこれを役職加算という形ですると。矛盾が起きとるから全職員に出したり、泉南市の場合には年齢が達すれば一律的に出すと。

だから、趣旨は僕は余りよくないと思いますけども、その趣旨からいってもやっぱり逸脱したような運用がされとるんですよ、それは。そうでしょう。役職加算を役職超えて出しとるわけでしょう、あなたのとこも。それはやっぱり趣旨に問題があるから、そういう変則的なことをせざるを得んようになってくるわけですよ。

そういうことの意味を申し上げて、市長の言う、そういう役職についての加算があるわけですから。なかったら、市長の言うのは当然私は理屈としては成り立つとは思いますがね。そういうことで、制度そのものの問題がやっぱりこういう問題を生じさせとるということを意見として申し上げて、速やかに矛盾のない制度に改正するべきだということを意見として申し上げておきます。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案

どおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第16号 平成7年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

**議会事務局次長（馬場定夫君）**

〔議案書朗読〕

**議長（島原正嗣君）** 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

**助役（福田昌弘君）** ただいま上程されました議案第16号、平成7年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

提案理由でございますが、職員の給与の改定に伴いまして、下水道事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、先ほどの給与改定の条例と関連いたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ199万6,000円を追加し、42億72万4,000円から42億272万円とするものでございます。給与改定についての改定率は、先ほど申し上げましたとおり1.06%、実施時期は平成7年4月1日にさかのぼることになっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御了承賜りますようお願い申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（島原正嗣君）** 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第17号 工事請負契約の締結について（公営住

宅前畑6号棟改善工事)を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

**議会事務局次長(馬場定夫君)**

〔議案書朗読〕

**議長(島原正嗣君)** 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

**助役(福田昌弘君)** ただいま上程されました議案第17号、工事請負契約の締結について(公営住宅前畑6号棟改善工事)について御説明申し上げます。議案書は追加議案書分冊の1ページから12ページまででございます。

提案理由の御説明を申し上げます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、公営住宅前畑6号棟の改善工事でございます。工事請負者は泉南市樽井二丁目23番20号、株式会社榊野組でございます。

請負金額は2億3,978万4,000円でございます。

仮契約日は平成7年12月5日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注につきましては、参考資料に添付をいたしております。

よろしく御審議のほどお願いし、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**議長(島原正嗣君)** これより質疑を行います。———小山君。

**8番(小山広明君)** 入札のことが社会的にもいろいろ話題になっという時代でございます。泉南市も入札の方法についてはよりガラス張りな、そういう方法を追求されておられると思いますが、一般競争入札の問題も一定議論をされてきたんですが、その辺の入札についての現在の改善の取り組みですね。そして、現状の入札というのは一体どういう状況で行われているのか、その2点についてひとつ詳しく御説明をいただきたいと、そのように思います。

**議長(島原正嗣君)** 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 私の方から、現在の入札制度の状況につきまして御報告させていただきます。

業者の選考委員会というのがございまして、その選考委員会の中でその工事に見合った格付の業者を選定させていただいてるという現状でございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 課長、もうちょっと具体的にお答えください。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 申しわけございません。具体的に申し上げますと、各原課から契約締結の依頼が上がってきまして、その依頼分を契約検査課の方で受け付けさせていただきまして、そして選考委員会等の委員さんもございますので、その決裁を仰ぎまして、その後で業者の指名の選考委員会を開きまして、開きました後におきまして現場説明会、そして入札等を実施しているということでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 小山議員の方から入札の改善の御質問があったと思いますが、この件につきましては特に一般競争入札につきまして、前回の議会でも来年度から導入するという事で決定をさせていただいております。現在その事務的な準備作業に入っておるところでございます。

それから、その範囲につきましても一定の金額のめどを前回申し上げておりますが、その中で果たして全部適用すべきなのかどうか、その点も含めまして、その他一般の実施要綱なりあるいは実施基準ですね。そのあたりを現在検討して策定するべく準備をしておるという状況でございます。

その他一般的に透明性の確保ということでさらに検討すべきじゃないかという御提言もあったと思いますが、この点に関しましても、現在一定の部分につきまして指名業者の公表なり、あるいは入札結果の発表といったことを実際にやっておる状況でございますが、さらにさまざまな検討課題があるように聞いておりますので、このあたりを入札、契約制度の検討委員会においてさらに検討は進めていきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） もうひとつどういう形で入札制度が行われとるのかというのがわからないですね、これだけの説明では。これは当たり前のこと

を言っとるわけで、やはり広くどういう形で入札がされとるのかというのを具体的に議会にも、また市民の中にも示す必要があるだろうと思いますね。

それから、入札制度の改善でも指名競争入札か一般競争入札かということだけではないと私は思いますね。いろいろあるわけですね。だから、その辺はもう少しいろんな、日本だけではなしに外国のことも一応文献で調べて、いろんな方法を提供して、選択肢を市民なり議会に示して、どちらがいいかというようなところの中で決めていかないとはいけないんじゃないかなと。

私が提起をしておるように、1つの標準価格を示して、責任ある工事をしてもらわないかんわけですから、数社がそれでやりますよと言ったら、公開の抽せんでやるのも別に僕は否定するべき問題でないと思いますよ。これは談合は絶対できない方法になりますから——絶対と言ったらおかしいですけどね、公開の場で抽せんをするわけですから。

あなた方が言うように、競争することによって、より安い、いいものが安くできるという建前は、私はほとんど今のやり方では実行できないと思いますよ。そういう点ではやはり現状に合った入札制度を考えるべきだろうと。今の助役の説明では、どうもいいなあというようなものが出てくる可能性は、私は持てないんですね。

だからもう少し基本的な入札についての考え方を、基本的なことを示した上で具体的なことに入っていかないと、そのためには市長の強いリーダーシップが要ると思うんですよ。入札についてはね。だから、純粋な建前論で行くのか、現実を踏まえた形で、よりベターなことを求めるのか、私はそういう選択だろうと思いますよ、今になれば。だから、今の入札制度は純粋性を求める余りに、結果的にはいろんな批判があるような実態であると思いますので、もう少し人間の現状に合った、よりベターな入札方法をぜひ考えていただきたい、そのように思います。

中身については我々が口を挟むようなところはないんですけども、そういう点で入札制度そのものに信頼があるようなものをやっぱりやっていただきたい、そのことを強く求めておきます。

議長（島原正嗣君） ほかに。———林君。

23番（林 治君） 入札問題は、これは関心の高い問題でもありますし、

この前の議会でもいろいろと問題になりました。9月定例会でもですね。それで、入札に絡む事件が地方自治体は言うに及ばず、国も含めて公共事業でいろいろと取りざたされたりするわけですから、この入札問題がより公正な制度として行われるということが非常に大事だと思うんですが、そういう点で、先にこの入札制度のあり方の問題についての市長の考えをまずお尋ねしておきたいと思います。

**議長（島原正嗣君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** 工事発注の仕方というんですか、業者選定のあり方については、議員御指摘のように、やはり手順として大切なことだというふうに思っております。契約方法については地方自治法で定められてるところでございますけれども、最近いろんな問題提起もございまして、本市におきましても従来の指名競争入札だけではなくて、一般的に公開制と言われております制限付きの一般競争入札とか、そういう方向も検討してるところでございます。

またそのほか、公開制にいたしましてもいろんな方法、意向確認型の一般競争入札とか、あるいは技術提案型のものとか、いろんなものが試行されてきております。そういうことも踏まえまして、また前回の9月議会での御指摘も踏まえまして、現在、来年度から一部そういうものの導入ということに向けての作業もやらしております。それとあわせて、これからのそういう制度のあり方という全体の問題として、やはりより透明性、公開性を旨としていろんな方法を考えてまいりたいというふうに存じてるところでございます。

**議長（島原正嗣君）** 林君。

**23番（林 治君）** 市長から今競争入札制度そのものの全体として日本の国の中での流れの問題を言っていたら、基本的には指名競争入札そのものが問題だということから、そういう業者の選考自身が問題だということからいろいろ端を発しているというふうに思うんですね。

それと同時に、市長が触れなかった問題では、特に地方自治体では首長と業者との関係についての律することが非常に大事だと。そういう点では市長は清樟会という後援会があるんですが、この前たしか六十二、三の法人企業が入っているということで——そうじゃなかったですか。全体の会員数ですか。市長、そういうふうにわかってるんだったら、土木と建築です

ね、後援会にどの程度占めておるんか、数字で具体的に示してもらえますか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この前の一般質問でしたか、御答弁申しあげましたように、現在はほとんどございません。整理するということではしておりますから、そういう一般的にゼネコンと言われてる部分については整理をいたしておりますので、もうほとんどございません。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ほとんどございませんということですが、会社の役員が個人加盟になったら結局同じことですからね、それは實際上。そういうことありませんと、こういう意味ですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 法人と個人は別でございますから、私申し上げたのは、法人の部分というのはちゃんと整理をしていってると、こういうことでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 大体市長の言いたいところはわかりましたけれども、そういうね、私はむしろこそくな手段ではないかなというふうに思うんです。市民の前にはきちっとやらないといけないというふうに思います。

そういうことを前提にして、この入札の問題について具体的なことについてお尋ねしたいんですが、ここでまず私、後で出てくるもう1つの入札も合わせて、同じ日に同じ業者でやっているという点が、まず非常に疑問に思ってるんです。このことは一体どういうことなのかですね。

これまでのこの関係で行われております事業で、これまでに幾つか6年度もやっておるんですが、その中で出されている事業の中で、例えばことしの3月1日入札された公営住宅宮本1号棟改善工事で、前年度ですけども、1億3,000万の仕事だとか、それから前畑の1号棟の改修で2億7,000万のものだとか、これらの入札のときも今回のときも全く同じ業者だけがこの入札に参加している。泉南市にはここに挙げられている、今回の入札に参加している業者と同格の業者は何社程度あるんですか。

議長（島原正嗣君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 同格の業者につきましては、この12



月の中ごろに格付の改正を行っておりますので、現在の改良事業の時点での業者数からいいますと、あと12社ございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 業者指名の選考委員会の責任者はどなたがやられておるのでしょうか。その方にお尋ねをしたいんですが、まだこれ以外に12社、同格の業者がおられると。ところが、ずっといわゆる同和事業と言われるものについては、これは特定の業者と言ってもいいような業者ばかりが指名業者として選考されてるんですが、これは普通常識的には絶対あり得ないんですよ。絶対ないんですよ。私は絶対ないという立場で聞いてるんです。絶対こうなるということについての理屈を出してください。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 指名委員会の委員長という立場で答弁させていただきますが、指名委員会におきましては各個別の工事につきまして、どういう業者が最適かということで、毎回個別に検討をしておるということでございます。結果的に同じような業者になってるケースもあるかと思えます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 今ここに挙がってるのは7社ですから、全部で19社あるということですね、少なくとも同格の。そうすると、その19社の中で選んで、毎回毎回個別にどのように選考しても、あなたが同じ業者だけを選考するということは絶対あり得ないんですよ。そんな確率は出てこないんですよ。もしそういうことであれば、こういう確率を出してること自身が不当ですよ。不公正ですよ、これ。何らかのつながりがあなた方であると云わざるを得ないんですよ。そんな不公正なことは絶対議会の中で許されへん。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 最初に林議員おっしゃった業者数は16業者でございますので、お間違いのないようにお願いします。

それから、指名の内容でございますが、以前のものにつきましては詳細に調べておりませんが、今回指名しました基準は、まず1つは、今回住宅ということで住居入居者が居住している中での工事ということで、プライバシーの保護、騒音等の問題、さまざまございますので、そういう地域に

精通した業者を選考の対象にしたということと、2点目といたしまして、当然泉南市の入札参加資格を有し、かつ特定建設業の許可を持ち、本建築工事の施工について十分の適格性を有する7社を先ほど申し上げた中から選んだということでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 私の発言を訂正されたんですが、私はここに出ている業者、ここに具体的に数字出てるんですよ、あなた方が提案してるこの中にね。これ以外にこれと同格の業者は何社あるかと聞いたら、先ほど12社だと。あと同格のものは12社だというふうに報告を受けて、7社と12と足したら19社でしょう。そうじゃないですか。それをそうでないんなら、間違ってるというような勝手なこと言わんと、私がそういう数字になったことの間違いがあればそちらの責任じゃないですか。それでちゃんときちっと言いなさいよ、その内容を。そんな失礼な答弁しなさんな。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 数についての誤解がありましたので、申しわけございませんが、ただいまの数は泉南市内の業者、先ほど課長が申し上げた数が泉南市の市内業者ということでございますので、それでいきますと16社ということでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 福田助役、だからあなたは間違いだとか誤解だとか言うけれども、私はこの7社以外に業者数が幾つあるかと聞いたんですよ。そうですね。泉南市内の業者として。それで、今16社というのは、全部で16社なのか、これ以外に16社なのか。課長の方は先ほどは12社だと言うたんですよ。そうですね。私、聞き間違えてないでしょう。

だから、この入札参加者の7業者の中で、市内業者は何社で、市外業者は何社、そしてその市内業者とあと残り何社あるのか、ちゃんときちっと説明しなさいよ。誤解だとかそんなもん違いますよ。あんたの説明が悪いんじゃないですか。もっとまともな説明しなさい。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 説明が十分でございませんで、申しわけございませんでした。この7社のうち4社が市内業者になっておりまして、3社は市外業者でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） まず、そのことを明快にせないかんですよ。この7社の中に——じゃ、そうすれば、先ほどこの業者指名の理由として、プライバシーの保護があると。それから騒音問題があると。それともう1つ言われたのは、地域に精通した云々言いましたね。そこで、そのほか後で言ったことについての問題について、全部で市内にある16社のうち、ここに参加してる4社以外の12社ですね、その12社はこれらの問題についての適格性というようなことも言いましたけれども、適格性という意味はわかりませんが、あとの12社はあなたの言った地域に精通しているかどうか。

それから2番目、その次がちょっとわかりにくかったんですが、いわゆる特定業者としての資格ですか、それから適格性。もう1つ、2つ目に何か言いましたね。参加……、ちょっとそれがわからないんで、そのことも含めて。（「指名の参加資格」と呼ぶ者あり）参加資格ですか、この4点についてあとの12社にはないのかどうか。そして市外業者であると言われた、この中の市外業者3社、ちょっと名前を言ってください。その3社は市内の12社よりも増してそういう地域に精通してるとか、それから適格性が特にあるとか云々のことについてどうなのか、明快に答えていただきたい。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 議案書の中の7つの業者で、市外業者は志眞建設、多奈川産業、根来組でございます。ほかの16業者について先ほど申し上げた基準が当てはまらないかということでございますけれども、入札参加資格あるいは特定建設業の許可といったものは当然お持ちでございますけれども、最初申し上げましたような地域に精通した業者というような要件におきまして、最も最適であるということ指名をしておるところでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） そうすると、地域に精通した、それから適格性についてあなたは言わなかったですね、中の2点については言いましたけれども。適格性があるかどうかということですか。これ、その中身はどういう意味なのか、それを具体的に説明をしていただきたい。

そして、参加資格、特定業者の資格云々等については、あとの12社にはあるということを言われましたね。そうすると、地域に精通しているかどうかということが問題だということと適格性のことですね。この辺はあいまいにされましたけども、これについても12社があるのかなのか、これは12社はそれぞれわかっておりますから、それぞれの12社の会社の皆さんも、その適格性だとか地域に精通してるかどうかの云々の判定されるということについては意見があると思うんですよ。そういう点を含めて、ここは議事録に全部残ってますから、そのつもりで答弁してください。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま適格性というふうに申し上げましたが、この中には当然ランクといいますか、あるいは経審点で評価する、その施工するに当たってその業者がふさわしいかどうかというような内容が入っております。その他、この工事の全体の適格性というものもございますので、そういう点も考慮いたしまして、この7社が最適であるというふうに判断をしております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 全く理由がわからないんです。ランクだとか経審点云々というのは、先ほど同格だという点でもう全部合格してるんですよ。適格性について、この工事に適格性があるか。その適格性とは何かと聞いてるんですよ。何で適格性ということがそこで——例えば特別な、よく中央都市下水路云々のことでは、その技術が、市長がまだ事業部長のときによく私も説明聞きましたよ。ずうっとシールド工法でもアールをとっていかないかん、非常に難しいんやと、ここはひとつ大手で我慢してほしいんやということを私も聞きましたよ。この住宅でそんな難しい理由というのは、私はほとんどわからない。私もここでもう五十数年、60年近く生活してるんで、そういう地域に精通してるかどうかというような話も含めて、よくわかってるんですよ。そやから地域に精通しているということの言葉の意味は一体何か。

それじゃ、これから、市内のいろんな地域の仕事については、西信達地域をやるときには西信達地域に精通した者以外は入れない、樽井のときには樽井以外は入れない、信達のときは信達地域の者以外、もしくは精通しななければ入れないというような、こういう理由がこの業者の選考に具体

的に必要なかどうかです。そしてこの場合、地域に精通してるということについての具体的な、どういう点が地域に精通してると言えるのかわかるかな。そのことを出してください。

**議長（島原正嗣君）** 福田助役。

**助役（福田昌弘君）** 先ほども申し上げましたように、住居入居者が居住してる中での工事ということで、プライバシー保護、騒音等の問題があることから、その地域に精通してできる業者ということで検討をした結果ということでございますので、御了解をお願いします。

**議長（島原正嗣君）** 林君。

**23番（林 治君）** この泉南の議会で、市外業者が3社も入って、その3社は地域に精通してるという立場をとってるんですよね。それで、あと市内にある同格の12社では——ずっとこれまでの入札の結果を私ここに持ってますけど、この関係の業者だけなんです。同じ業者ばかりなんです。それ以外は地域に精通してないということになるんですね、この選考基準からいって。そして適格性もないと言うんですよ。その適格性の理由もはっきり言わない。同じ答弁を繰り返されてて、私は何遍も同じことを質問して、同じ答弁されてて、平行線だというようなものと違うんですよ、大体この中身が。

我々の行政上、ここで掌握できないような問題じゃないんですよ、これ、中身としては。例えば安保、外交問題というようなものになってきたら、なかなか我々の能力や何かで全体をつかめないもんですけど、これはこの泉南の市議会で、市長がおって議員がおったら大体わかる話なんですよ。

例えば、具体的に言いましょうか。阪南市の根来組が地域に精通しててね、名前を挙げたらいかんのかどうか知らんけども、ここに名前出てる、ほかの12社——きょうは重里さんおれへんけども、地元のこれまで出てきてるこの金額の入札に参加してる業者名というのはありますよ。例えば、大きなところでは朝井工務店もあれば、それから杉本建設もあれば森下建設とか、いろんな業者ありますよ。大体、名前挙げたって構わない業者の人たちです。その人たちが何で入らないんですか。

それが市長、あなたは首かしげるけども、今回たまたまこの業者だけになったというんだったら私わかりますよ。そらそういうこともあり得るでしょうけども、去年もそうじゃないですか。おととしもそうじゃないです

か。ずうっと、今回2件あるやつ2件ともそうなんですよ、同じ今やってる議案の次の議案も。しかも、次の議案と同じ日に同じ業者で入札をするというような、こんなもん不公正なことを生む大きな原因じゃないですか。

あんた、談合が少しでも——先ほど私の前質問者にも、やっぱり談合とかそういう不公正なことがないようにせないかんとか、いろいろありますけどね、同じ業者を並べて一緒に同じ日に入札したら、そういう問題が発生しやすいですよ。私はこの人たちがしたと言うてるのと違うんですよ。発生しやすい条件をあんたの方が整えてるんですよ。そして、先ほど市長が公正にやるとかいろいろ言われたけども、そういう市長方針とも違いませ。

だから、ひとつもっと明快に、これはよその北海道か九州の議員が集まってきょう会合を開いてるのと違うんです。泉南の皆市民権を持った議員が寄ってるんですよ。地域に精通したということについての意味と適格性ということについて、わかるようにちゃんと説明してください。

**議長（島原正嗣君）** 質疑の途中でございますが、今言われました御意見等も含めて若干時間を取りたいと思いますので、今もう12時過ぎてますが、本来1時半ですけれども、2時まで時間をつくりますので、その間に全部、次の議案も含めて的確な答弁のできるように整理をしておいてください。

午後2時まで休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後3時 6分 再開

**議長（島原正嗣君）** それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほどの林議員の質疑を続行し、理事者の答弁を求めます。福田助役。

**助役（福田昌弘君）** 大変お時間を取らせまして申しわけございませんでした。

契約案件でいろいろ林議員の方から御質問を賜っておるわけですが、こういう入札の手続につきましては、当然誤解を招かないような、公正な執行というものが求められるわけですが、我々も常々そういうことについて注意を払ってやっておるところでございますが、先ほど御指摘ございましたように、同一の日に同一のメンバーにおいて入札を実施しておることにつきましては、確かに誤解を招く面もなきにしもあらずという点もございます。今後そういう形での事務執行をしないよう

に、我々としては努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、今回の御提案している議案につきましては、指名委員会において一定の基準のもとに、指名委員会の責任において一応指名を行いまして、その上で適正な入札手続を行い決定したというものでございますので、この原案にて御了解を賜るようお願いを申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** 林君。

**23番（林 治君）** 選考委員長の福田助役は何か誤解をされてるようですが、私がこの休憩になる前にお聞きしていたのは、今この入札に参加してる7業者のうち、4業者が地元業者で、あと市内には同じランクというんですか、同格以上の業者は12社あるということで、計16社あると。それでは、この参加された業者の選考の条件は何かというふうにお尋ねしたら、あなたはその地域に精通しているということと、適格性を持っているということと、この2つを言われた。その地域に精通してるということについてはどういうことか、適格性とはどういうことか、お尋ねしたけれども、まともなお答えがないので、1つはそのことを求めていることです。

それと同時に、市外業者が3社入っておりますけれども、この市外業者である3社の中には、例えば1社は阪南市の根来組、あと2社は、名前ははっきりしておりますが、志真建設と、それからもう1つは多奈川産業ですか。そうすると、これらの3社とこの選考から漏れている12社、この12社は地域に精通していない、また適格性がないということになるんですが、これらの業者よりもこれらの3社の方が地域に精通し、適格性を持っているということについての根拠も、これもまた具体的に示してほしいということを先ほど言ったわけであります。

そして、これまでの入札の結果について私もここに持ってありますが、これまでもこの入札の参加者はここに今度挙がってる業者と同じ業者ばかりである。だから、こういうことではおかしいではないか、今回たまたまこうなったんじゃないかに、ずうっとこうじゃないかと言ってるんですね。

それと同時に、もう1つ、そういう中で同じ業者を同じ日に参加させること自身が大きな問題であると。今あなたがおっしゃったような、誤解はなきにしもあらずというような、そんな頼りないものじゃないです。それは言えないですよ。しかも、一定の基準に基づき適正な入札だということに

ついても、これは思えない。まず、地域に精通したということについてはどういうことを示すのか、具体的にこの言葉の意味を示してほしい。適格性についても明確に示してほしい。

**議長（島原正嗣君）** 福田助役。

**助役（福田昌弘君）** 地域に精通したということと適格性ということでございますけども、まさに地域に精通したというのは、こういう工事を、今回住宅ということでいろんな問題があると、プライバシーの保護とか、あるいは騒音等の問題があるということで、そういう工事を実施する上においてその地域によく精通した方、実際その工事に適格性を有する方という以上にちょっと説明のしようがございませんけれども、そういうものを考慮したということございまして、それ以上の要素というのは特にございませんので、総合的に判断した結果、今の業者が選ばれてると。

過去、同じような業者が落札してる、指名を受けてるということでございますが、これも個々の工事の要件に応じましてそれぞれの判断をしたところ、結果的にそういう業者の指名になってるということでございますので、よろしく御了解願います。

**議長（島原正嗣君）** 林君。

**23番（林 治君）** もう1点お尋ねしたことに答えていないんですが、市外の業者が今言われたこの工事を、住宅ということでプライバシー、騒音等という問題があって、よく地域に精通しているからだ、そういった適格性というふうに言われましたけど、それじゃそのほかの業者はそういった点についてないのかということについて、比較して、あるかないかについてのことを明快にしないと、入れてないんですから、ずうっとね。そして、こういう関係の業者だけを、今入れてる業者だけしかずうっと参加させてないわけですから、その違いを明快にする必要がある。あなた方が参加させないんですからね。

それじゃ、なぜこの事業だけが、そしてこういうことが1つ問題になるのか。今言われてる事情も何ら特別な事情ではないと思うんですが、逆に言えば、省かれた業者はそういうことについての事情がわからないから、そういうことについて守ることができないからということになりますから、そういった全体の業者の人たちの名誉のためにも明快に答えていただきたい。



議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ほかの業者の方が全くできないとか、そういうものではございませんで、最適の業者を選ばしていただいたということでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 全くできないことはないというふうに今判断を示されたんですが、最適と言われた。今あなた方が示した市内の業者ですよ。まだほかに12社あるというんですよ。その12社が、この今参加された業者の方が最適で、その他の参加させない業者はその適格性がないというんですよ。そんなことだけがこの選考基準ですか。あなた今、何を言うてるかわかってるの。何を言うてるんかわかってんか。

あなた、助役ね、ここは議場なんですよ。市内の業者はみんな必死になって、この不況の中、乗り切ろうと思って頑張ってる最中ですよ。適格性があるかないかといったら大問題ですよ。だから別な事情があるんかと聞いてるんですよ。こんなもん考えられへん、地域の実情に精通したて。そんなことまじめに思ってるんですか。ほかの地域のことならどうでもいいんですか、そしたら。この地域に精通したということを条件つけるということは、これから何もかもつけないかんですよ、泉南市内の全事業について。にもかかわらず、そしたら例えば阪南市の根来組とか岬町の2業者は、何で地域に精通してるんですか、市内の業者よりも。その理由も全部はつきりしなさい。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 市外業者の方でございまして、過去の実績等も踏まえまして、指名委員会の中で議論した結果、非常に適格性があるということで判断したわけでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 助役、あなたは業者指名選考委員会の責任者として、そういう言い方で説得できますか、議会を。市民を説得できますか。何の根拠もないじゃないですか。あなた自身も適格性を問われてますよ、委員長としての。もっと具体的に中身を示しなさい。地域に精通したって、何が精通した根拠になるんですか。これは問題ですよ。例えば、具体的に市外の業者3名出てますけども、その人の方が地域に精通してるというよう

なことは、泉南の市民だれが考えたってそう思いませんよ。そんなことを言うて通ると思ったらあきませんよ。具体的にどういうふうに精通してるんか、違いを全部一遍出しなさい。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほどから御答弁申し上げておりますように、過去の実績等も踏まえまして、指名委員会の中で議論の結果、最適という判断をしてるわけでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 他の12社は、過去の実績があるんですかいないんですか。泉南市でいろんな請負をやってきた実績があるんかないんか、それを出してください。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ほかの12社の実績ということでございますか。それは現在、資料はちょっと持っておりませんが、私、指名委員会をやってる中では、泉南市内でいろいろな工事は、実際に指名を受けておられるというふうに記憶をしております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） それなら、それぞれの業者がそれぞれ実績を持ってるといふふうに言いながら、この参加業者だけが、この7社だけが何で特別に実績があるんですか。実績があると言えるんですか。これだけに絞らなければならない実績がどこにあるんですか。そのことをはっきり言ってください。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほどから申し上げておりますような条件で選ぶ際に、過去からそういう方の指名をしてきている状況がございます。そういうものも踏まえまして、地域事情に精通している業者ということで指名委員会の中で議論した結果、最適であるという判断をしたわけでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 助役、そんな通り一遍のことをね、何度も何度も同じことを言うような答弁はやめなさいよ。私は、今回が2つの入札で、同時に同じ日にやられた入札で同じ業者を出してきているということと、これら出されてきている同じ業者が、過去の入札においても同じように名前が

出ている。しかし、泉南市には全部で市内業者だけでも16社ある。ここに市外を3社加えてますけども、それら以外の市外業者を加えれば、市内のいろんな事業については、もっと全体を網羅したものを出してきてるんですよ。それは入札結果に出てきてるんです。なぜこの事業についてこういう特別なことをするのか。よそを省いて、これら以外の業者を省いて、なぜ特定のこれらの業者に絞って入札に参加させてるのか、そのことは不当ではないか。

あなたはそれに対して、地域に精通しているからと言うた。地域に精通してるという条件がなければならぬとすれば、その地域に精通してるとはどういうことか。その地域に精通してる中身が、これらに参加したことの無い12社と、参加してるこの業者との間でどういう違いがあるのか。ましてや、今回入ってる市外の3業者と市内のあとの12社との違いをはっきり具体的に示すようにしなさいと言ってるんですよ。それを通り一遍、指名委員会で過去の実績を見てそういうふう判断したと言ったら、もう答弁不能じゃないですか、それやったら完全に。

**議長（島原正嗣君）** 福田助役。

**助役（福田昌弘君）** 地域に精通してるというのは、言葉どおりそれ以上説明のしようがないんですけれども、それをもとに各委員の方で議論して判断をしたということでございますので、それ以上の答弁をせよと言われてましても、ないと。まさに今の要件において、責任を持って判断をさせていただいたということでございます。

**議長（島原正嗣君）** 林君。

**23番（林 治君）** だから私言ってるじゃないですか。ここに参加してない同格の業者に、そういうあなたの言っている一番最大の条件になってる地域に精通してるということについての、そのことについて精通してないということを言えるのかどうかと聞いてるんですよ。それは市外の3業者が入ってることによって、その3業者と比べてみて、ましてやその市内のあとの12の同格の業者が精通してないというふう言えるんかと言ってるんですよ。入れてないんだから、ずうっと。

**議長（島原正嗣君）** 福田助役。

**助役（福田昌弘君）** そういう地域に精通しているという条件について、最適であるということで判断をさせていただいたということでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 地域に精通してることが入札に参加する条件だとすれば、どういうことに精通しなければ、どういう——このあなたの言うてる条件を、業者もみんな商売ですから勉強してその精通するための努力されると思うんですよ、実際。市がそういうことを条件にするなら。この事業だけそういうことを付すること自身が不公正ですけども、しかし、あなたの方がそのことを条件とするならば、やはり具体的にこういうこととこういうこととこういうことについてわかるようになりなさいと。でない、同格の業者みんな省かれてるんですから。そうでしょう。そんなもん絶対にあなたの方の言うてること、おかしいですよ。そのことをはっきり言いなさい。ほかの業者がそのことについて勉強できるようにしなさい。どうしたらいいんですか。

議長（島原正嗣君） 質問者も答弁者も、これはお互い申し合わせの回数を3倍も4倍もオーバーしてますし、答弁の方ももっと整理をして、休憩前に申しあげましたように、ある程度きちっとしたことを答弁してもらわないと、同じことの議論ではなかなかかみ合いにくいという面を配慮して、ひとつ答弁してください。

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 午前中もそうでありましたように、再開後の論議においても、問題はこの指名を受けた7業者がなぜ地域に精通をしているか。その7業者のうち3業者が他市町の業者である、こういうこともはっきりしているわけですね。地域に精通している、これが最大の欠くことのできない条件である、こういうことであれば、そのところをしっかりと説明しないと——そのことの説明は一回もしてないんですね。そのことが今ここまで時間を経過している大きな原因になっているということで、その説明を明らかにしていただきたい、こういうように思います。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 個別企業の適性なり、あるいは非常に地域事情に精通してるかどうかとか、こういう工事に適性を持ってるかどうかという判断は、まさに指名委員会の中での判断の問題だというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番(林 治君) そんなおとぼけ答弁で人をだまそうたって無理なんですよ。地域に精通してるかどうか、市外の業者よりも本来市内の業者の方が、一般的に言って地域に精通してると言われてるんですよ。だれかてそう思うんです。それをしていないと言ってるのと一緒になんですよ。だから、あなたが地域に精通してるかどうか、適格性があるかどうかということ自身が指名選考委員会の判断基準だと言うんなら、何をもってそのことを言うのか、そのことを公にすること自身は当たり前じゃないですか。独断専行というんですよ、そういうことを根拠もなしにね。地方自治体ですから明快に、こういう条件を付すること自身が問題ですし、付したならば、ではその条件とは一体何かということを具体的に、市民一般にわかるように明確にすべきなんですよ。それを指名委員会のまさに選考の権限のように言うのは、これは公正な入札を図っていく上でも、そのことはできませんよ。

だから私は、あくまでもその地域に精通してるということについての具体的根拠について明快にされること、また適格性とは何かということもあわせて要求します。

議長(島原正嗣君) ほかの方はまだ一言もこの案件で質問してないんですが、次の18号とこの議案との関連がありますから、そこらあたり配慮していただいて、同じ党の1人の人が余り長い時間もどうかと思いますし、また交互に調整をしてください。

とりあえずほかの議員さん質問ありますかな、この案件につきまして。

(「はい」と呼ぶ者あり) そしたら、この答弁をして、次に質問者を交代してもらいます。福田助役。

助役(福田昌弘君) 判断の根拠とおっしゃいますけども、まさに個々の業者に対する1つの判断でございますので、まさに指名委員会の中での個別の判断であるというふうに御理解を願いたいと思います。

[林 治君「不当だ、それは」と呼ぶ]

議長(島原正嗣君) 北出君。

6番(北出寧啓君) 別の角度から簡単に質問させていただきます。

指名委員会、今、委員長は福田助役だと思いますけれども、旧来問題になっている指名委員会が、これまで委員の名簿が公開されていない。隣市の阪南市の場合は公開されているわけですがけれども、そろそろこの段階で

指名委員の名簿を公開してはいかがなものかと思えます。

そして、それに伴って、公開されてないとすればその理由が何かということが問題になってくると思うんですけれども、これは業者なりとの癒着とか指名業者の攻勢とか、そういうことを勘案しながら非公開ということになっているのではないかと憶測しているわけですが、その点について少しお聞きしたい。

この間も一般質問で申し上げておきましたけれども、別の角度からの公平性を保つために、よく年末年始、特に贈答とか接待とか、特に事業関係の担当者に対する攻勢というのがあると思うんで、これに対してどういう態度を明示するのかということをごんたか三役なり各原課の部長なり答弁をいただきたいと。その点はかなり憶測もうわさもいろいろ飛びますので、やっぱり綱紀肅正の意味を兼ねて明快に明言していただきたいということ。

それと、結局、指名入札に関する以前に査定基準の見直しが行われぬものか。それが単独市町村——建設省の関係だと思えるんですけれども、そういう査定基準の見直しが起こり得ないか。前回質問させていただいたように、丸投げとかいう形は、簡単に1割取って9割を投げれば丸投げになりませんし、2社の業者に分ければ丸投げにならないと。しかし、一般的に見て丸投げになる形というのが、法違反ではなく存在すると。そういうことが可能である条件というのは、査定価格の問題がやっぱり高いのではないか。一般の民間の受注と公共の受注というのがやっぱり落差がかなり大きいのではないか。そういうことに対して一定の見解を述べていただきたいと。それは無理だと、建設省の枠組みで査定基準が確定されてるから、無理なら無理というふうな形で答弁していただいても結構です。

以上です。

**議長（島原正嗣君）** 福田助役。

**助役（福田昌弘君）** 指名委員会の委員の公開の問題でございますけれども、確かに現在公開をいたしておりません。これは議員おっしゃるように、やはり公正性なり公平性を確保する上で、外に出ない方がいいであろうという判断に基づいてやっておるところでございます。現時点では、それを公開するというような判断には至っておらないところでございます。

それから、査定価格でございますけれども、この辺はちょっと私もまだ実態が十分につかめてない部分もございますので、今後そういった民間との

比較等においてどうかということも含めまして、研究させていただきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 職員の綱紀肅正についてでございますけれども、特に忘年会、新年会等で飲食の多くなるこの機会につきましては、いやしくも誤解を招く行動を起こさないということにつきまして、市長公室名でもって各自に通達を12月にしているところでございます。

議長（島原正嗣君） 北出君。

6番（北出寧啓君） 指名委員の公開制について再度質問させていただきますが、今後見直しということを考えられる方向で検討していただけるのか、あくまでこのまま非公開という形を堅持されるのか、その点について、よかったら市長なり発言していただければありがたいと思います。

非公開というか、逆に今の情報公開制とか透明性にかんがみると、やっぱり市民感覚に合わないのではないかとことがありますし、実際問題非公開にしておりましても、業者関係の枠組みではやっぱり指名業者はよくわかってると思いますし、逆に指名業者だけわかって攻勢をかける、一般市民はわからないということも逆に考えられるのではないかと。そういう点を含めて、今後透明性なりを図るために、情報公開も含めて指名委員の公開制に転換してはどうかと私は思うんですけど、その辺御見解お示し願います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 指名委員を公開するのかどうかでございますが、委員長は助役ということで、これは公表というか公になっているわけでございますが、あとの委員については、いろんな事情から差し控えた方がいいのではないかとこの観点からそういうふうにはいたしておりまして、それについては私もやはりできれば——一応あれではその都度市長が定めるということになっておりますので、そういう形でやってまいりたいと。

ただ、指名しましてすぐに現説なりしましたら1階の玄関で、これは関係者であろうと一般市民であろうと既に結果も含めて公開をいたしておりますので、もしごらんになるということであれば随意に見ただけの制度にいたしておりますので、御理解を賜りたい。

それから、先ほどちょっと綱紀肅正の話もございましたけども、そうい

うことはないということで、そういうことでございますけれども、年末年始には毎年さらに徹底するという意味で、そういう通知を流しておるということでございます。

〔北出寧啓君「結構です」と呼ぶ〕

**議長（島原正嗣君）** 先ほど林議員の方から質問の過程の中で、この入札制度に絡んでの地域性、それから最適性、適格性と、こういうものが指摘されたわけですし、もっときちっと行政の方で整理をして答弁をしていただく。さらにまた、北出君の方からは、1つは丸投げの問題、これもきちっと整理をして、そういう業者は指名してないならしてない、ないならないということを引きちと答弁するように整理してください。

暫時休憩いたします。

午後3時40分 休憩

午後4時43分 再開

**議長（島原正嗣君）** 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩します。

午後4時44分 休憩

午後7時 5分 再開

**議長（島原正嗣君）** 大変長らくお待たせをいたしました。ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたしたいと思いますが、休憩中に各会派あるいはそれぞれの議員さんの御意向等を含めて聴取し、今後の行政としてのあり方、対応の仕方、その一定の見解を示すように要請をしておりましたので、その結果について御答弁をいただきたい。福田助役。

**助役（福田昌弘君）** 大変貴重な時間をちょうだいいたしまして、どうも申しわけございませんでした。

先ほど休憩前に質問が残っております中で、私の方から丸投げの問題に対する答弁をさしていただきたいというふうに考えております。

丸投げの問題につきましては、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせるということで、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際してその信頼を裏切るものとなり、また中間搾取、工事の質の低下、労働条件



の悪化、責任の不明確化等が発生することから、建設業法第22条で一括下請は禁止をされております。本市におきましては、このような一括下請負はないというふうに理解はしておりますが、今後ともこういうことがないように常に注意をしまいたいというふうに考えております。

**議長（島原正嗣君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** 大変長い間時間をいただきまして、まことに申しわけなく思っております。謹んでおわびを申し上げたいと思います。

なお、きょうはこの件で多くの議員の皆様方から御指摘なりあるいは御意見をちょうだいをいたしております。また、先ほど休憩中にもいろいろ御意見を賜ったところございまして、これらの点につきましては私どもも謙虚に受けとめさせていただきまして、今後特に入札あるいは指名問題については、やはり市民の信頼のもとに立って、公正あるいは公明、また透明性を高めるという観点からさらなる努力を重ねてまいりたいというふうに思いますし、また改善すべき点は改善をしまいたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく御理解を賜りたいと存じます。

本当に、今回同時発注、同時指名ということもございまして、反省もいたすところ大でございますが、今後かかることのないように努めてまいりたいというふうに存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** 和気君。

**22番（和気 豊君）** 今、市長から公明・公正に今後入札に当たっていきたい、これが議会各派の意見を聞いた取りまとめだと、こういうふうな言われ方をしたんですが、このお話と、先ほどから我が党の林議員と助役のやりとりの中で、いわゆる地域に精通している云々の問題で、それならばなぜ地元の12社、同じランク、同じ完工能力を持つ業者を入れなかったのか、相矛盾しているのではないかと、こういう指摘がありました。

これに対して、最終的には業者選考委員会で十分論議をしたんだと、その結果なんだと、こういうことを言われているわけです。ちゃんとこの矛盾を明らかにするような答弁ではなくて、まさに我が田の中で物を言う、我田引水的なそういうものを前面に出した答弁に終始しているわけですが、今の入札については公平・公正に事に当たっていきたい、そういうことを言われながら、先ほどの発言が残っているということになりますと、やっぱり矛盾が出てきて、我々論議しても最終的には業者選考委員会の中で十

分論議してるんだから、それ以上我が田に足を踏み入れるなど、こういうことになってくるわけですから、その辺の答弁の矛盾というのはどういうふうに考えたらいいのか、これは助役の方からひとつ明らかにしていただきたい。今の市長の最終答弁を踏まえてお話をいただきたいなど、こういうふうに思います。

**議長（島原正嗣君）** 福田助役。

**助役（福田昌弘君）** 私の先ほどからの答弁で、今回の指名の経過等につきまして十分御理解いただけなかったというのは非常に残念ではございますが、ただいま市長の申し上げましたのは、今後指名の手続の透明性といえますか、そういうものを高めていかなければならないということでございますので、今後指名に当たってのさまざまな基準化できるもの等につきまして、その中で一定客観的な基準等をつくるとかいった形で、改善できる範囲を改善をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** 和気君。

**22番（和気 豊君）** 今までこの契約、入札にかかわっての論議は、たびたびその都度やられて、市の方からそういう公明・公正なあり方、手続の問題については配慮していきたいんだということを問題の指摘のごとに答弁をされてきているわけです。これは自明のことなんですね。

今問題になっているのは、いわゆる地元精通しているという、これが今後条件になるのか。その点については、業者選考委員会で決めたことに足を踏み入れてくれるなど、こういうふうになっていくのか。そういうことになれば、これからそれこそこの地域の入札にかかわってはこの地域にと、そうやってどんどんいわゆる公平にと。地方自治法10条の住民はひとしく利益を受ける権利を有するんだと、こういうあり方からいっても、それがごく小さく小さくなっていくということになるし、公平性にももてることにもなっていく。住民にひとしく利益を与えるという、逆に言えばそういうあり方からも大きな問題になってくると、こういうふうに思うんですよ。

だから、これが条件として今後前提になっていくのかと、こういうことも今後のあり方の問題では明確にやってほしい。このことを私は、業者選考委員会のあり方の問題と含めて暗に言外に言っているわけですが、その

点が問題なんですよ、今回の問題はね。先ほどの同じような業者を同日に指名されていると、入札行為に当たらせていると、こういうことも大きな問題です。しかし、論議の経過の中ではこれがやっぱり大きな焦点になっているわけですから、この問題についてひとつ明確にお答えをいただきたい。

このままでは今後これが条件になっていって、もうその地域の業者でなければその入札に入れない、こういうことになってくるわけですから、市域すべての業者が、市内にかかわるすべての業者がランクや完工能力、管理能力、技術能力、資産、それから実績、こういうものを踏まえてすべて平等に入札に参画する機会を保有してるわけですし、それを保障するのが行政のあり方なんですから、この点についてはもう一度明確にさせていただきたいと、こういうふうに思います。

**議長（島原正嗣君）** 福田助役。

**助役（福田昌弘君）** 業者指名に当たりましては、やはり個別のその工事の内容等によりましていろんな選考基準がございますので、今後とも地域に精通しているといった条件については、その個々の工事の中では採用されるケースもあろうかと思えます。

ただ、現在の指名においては、確かに基準的なものが少し少ない、欠けているという部分もございますので、その辺客観基準できるものについては、そういう一定の基準をつくっていききたい、こういうことでございます。

**議長（島原正嗣君）** 和気君。

**22番（和気 豊君）** 最後にします。

それじゃ市長、その都度選考に当たっては地域の精通も1つ加味していく、これは問題ないことなんですね。ところが、実際はそういうふうになっていないところがやっぱり問題なんですから、これは1つの条件としては加味していったらいいわけですが、それが金科玉条、第一義的に、他のものはむしろふるい落とすぐらいの条件になっているということが、そしてなおかつ、それが条件でありながら現実には実際には矛盾したことをやっているわけですから、こういうことが問題なんですね。だから、そういうことを選考委員会が決めたわけですから、そんな矛盾したことを、何ぼ論議を集中したというふうに言っても、そういう矛盾を決めている。これでは業者選考委員会の存在理由も私はないと思うんですよ。

だから、精通しているものを1つの条件にするということについては何も問題ないわけですね。ところが、現実にと矛盾していることを——何回も繰り返しますが、やっているということが問題なんですから、その点はどういうふうにするのか、ひとつ明らかにしていただきたい。契約の最高責任者はあなたです。あなたが判を押して相手と契約するわけですから、議会の議決を前提にしてね。ひとつお願いをしたい。

**議長（島原正嗣君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** 業者指名する場合、いろんな要素をもって選び出していくわけですが、その中でそれのみというのはやはり問題が出てくる可能性がありますので、もう少し広い視野でトータルとして最適な業者を選ぶという姿勢で、指名委員会——当然そういうスタイルでやっていただいておりますけれども、先ほど来からいろんな御指摘もいただいておりますので、先ほど言いましたように公正なといいますか、透明性を高めた中での選考ということについては、もう一度いろんな角度から検討させたいと、このように考えております。

**議長（島原正嗣君）** 和気君。

**22番（和気 豊君）** 簡潔に聞いたつもりなんですけど、ちょっと言葉なかったけども、論点は極めて簡潔明快であったわけですが、ちょっとやっぱり抽象的な言葉でお逃げになっているわけですが、それじゃ、具体的に聞きます。

同和对策事業にかかわっての入札、これについては、やはりこういうふうに地域に精通したと言いながら、それと相矛盾した実際的な選考をやっておられる。このことについては今後続くんですか。

**議長（島原正嗣君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** いろんな観点から選考していくということですから、いろんな、先ほど言われたような精通してるという部分もございましょうし、それからランクの問題もございましょうし、あるいは特定、非特定という問題もございましょうし、そういう中から選んでいくということですから。

ただ、今回御指摘いただいているような、同じメンバー、同日発注で、そういうものについてはやはり改めていくべき必要があるというふうに思いますから、もう少し視野を広げた中で選考できるような形で検討をさせた

いと、このように思っております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） それはいつから、どういうふうな形でおやりになるのか。いつもそういう方向性は明らかにされながらも、実際となると何回も議会で、それは一体どうなってるんだというふうに聞かんと答弁が返ってこない。1つのそういうめどを明確に、同和対策事業であろうと公平性を、それからもっと広い視野でその要件を考えていきたい、こういうことについてはいつごろから実施をされていくのか。地域の精通性は、これは1つのファクターだと、これはもちろん決して最大唯一の条件でもないということを前提にしての話ですが、どうなんですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回いろいろ御指摘をいただきましたので、そういうことも踏まえて速やかに検討させたいというふうに考えておりますから、できるだけ早い時期にそういう形でやっていきたいというふうに考えております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——林君。

23番（林 治君） 日本共産党を代表して、議案第17号、工事請負契約の締結について、反対の立場から討論をいたします。

あとの18号の問題もそうありますが、私どもはこれまで入札問題について、特に同和事業に係るものについて、不公正とも言える入札の方法が行われていることを指摘をしまりました。

地方自治体の契約の方法としては、地方自治法第234条の第1項において示されておりますが、行政と業者の癒着や、また業者同士の談合問題がなかなか根を絶ちませんが、そのことを世論の反映も受けて制度的になくしていくために、今日一般競争入札制度、若干の条件つきでということもありますが、これらのことも今模索されているところでありますが、この議案の冒頭、市長もそのことについて公正な入札を図っていくためのものとして述べておられました。

ところが、一般論では公正とは言いますが、今回のこの同和事業の入札

にかかわって、既に指摘しておりますように、同じ業者が同じ日に入札をこうして同時に行ったという実際上のこの経過からも、このことがまともな入札でないことは既に明らかであります。本来行政は、業者が不正な談合等やることのないように、やはりそういった条件をつくり出すことそのものをなくさなければなりません、少なくともこの入札においてはそういう条件をつくり出したことは事実であります。

そしてまた同時に、同和事業にかかわっては既に質問の中で明らかにいたしましたように、ここに参加している業者以外に、市内業者は12社があり、全部で16社ということですが、他の業者について地域に精通しているかどうか、適格性があるかどうかということについて、何度質問してもそのことについては具体的に納得のできるような答弁は一切なく、そしてそのことを言葉だけで、今回の入札参加業者を限っている点であります。これでは市内に限ったとしても、市内の各業者にこうした同和事業をやる条件が具体的に示されませんから、いつまでもないということになります。そして、その条件があるかないかは、何の根拠もなく、指名委員会の内部の論議の中でだけしかそれがゆだねられない、このような不正なことはありません。

問題は、この入札に当たっては当然のこととして市内の業者のだけれど、その事業内容によって仮にランクづけがあったとした場合、少なくともそのランクにある業者は、すべてその事業の入札に参加し得る資格を持っているはずであります。（和気 豊君「そのとおり」と呼ぶ）私はそういうことを無視して、地域に精通してる、また適格性があるかないかということ根拠もなく挙げて業者指名を行ってやる、しかも同じ業者ばかりをここに選び出して行うことの全くの根拠のないこういう入札について、断固として反対であります。

市長が一般論で言っている公正・公平な、また明朗な入札を行うというのであれば、不確かな理由でもって選ぶことをやめて、広く、まさにこの入札を公正に行うということでやるべきだと思います。そのことがなされていないものとして、私は反対をいたします。

議長（島原正嗣君） ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） 議案第17号に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今、日本共産党を代表して林議員がここでの述べられました。しかし、同和事業は被差別部落の人たちが差別されることを覚悟して名乗りを上げたところから、行政の政策として俎上に上ることができておるわけでありまして、外からあそこは部落だというようなことは絶対言えないわけでありまして、みずからが被差別部落民であることを名乗りを上げたところからこのような同和事業が起こってきたことは、周知の事実であります。

しかし、まだまだ社会には部落に対する偏見と差別は現存しております。物的事業は整備されたけれども、精神的な心の問題は解決しておらないということは、再三言われております。差別に対する的確な行政政策があるわけではありません。行政がこのような部落問題、同和事業を推進する場合に最もしていただきたいのは、なぜこの事業が必要か、そのことを十分に市民全体に説明をするということと相まって、同和事業は成功すると思うわけであります。

そのような状況の中で、同和事業の発注がどうあるべきかというようなことの視点から考える必要が私はあると思うわけであります。この世の中が差別のない普通の社会であれば、私は共産党の言う議論も成り立つとは思いますが、公平とか平等ということが……（和気 豊君「何に対しておまえ論議してるねん」と呼ぶ）絶対的に差別が現存する中では、より弱い立場の人が公平の名のもとに……（和気 豊君「議案に対して物言わんかい」と呼ぶ）やかましいわい。（和気 豊君「何がやかましいか。ルールわきまえろ」と呼ぶ）

議長（島原正嗣君） 静粛に。

8番（小山広明君） 私が話しておるときに、あなたが不規則にやることそのことがルール違反であり、間違っておることがわからないんですか、和気さんは。（和気 豊君「前提がある、前提が」と呼ぶ）私は議長に許されて発言をしておるのであります。あなたは全く許されずに、やじを言っておるのであります。（和気 豊君「議案に関係ない。中身についてやれ」と呼ぶ）静かに聞いて、違う意見も聞いて、一緒にこの社会をつくっていきましょうありませんか。だから、私は林議員の質問中に一回のやじもやったことはありません。静かに聞いてください。

そういうところで私はまだまだ、共産党も言うように、まだ差別する精神的なものが残っておると言っておるわけでありまして、そういう中で

公平とか平等を大上段に掲げて言うということには、私は問題があると思います。共産党が言うように、一日も早い平等な公平な社会をつくることを私も本当に願うものでありますけれども、やはり現実に立って同和事業というものを進めていくという点で、市長も言われましたけれども、同じ日に同じメンバーで入札行為をしたことは大変問題があったということをごここで言うておられます。私も確かにそのことは、1つ問題を持っておると思います。

この点は、先ほども言ったように、同和事業に絡むこのような議案だけに、市民に誤解のないように、そのような批判が同和地域に対する差別を助長するようなことにならないためにも、行政のしっかりした同和事業に対する姿勢を強く望んで、この議案に賛成するものであります。議員各位の賛同のほどひとつよろしくお願いを申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（島原正嗣君）** 起立多数であります。よって議案第17号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第18号 工事請負契約の締結について（公営住宅前畑7号棟改善工事）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

**議会事務局次長（馬場定夫君）**

〔議案書朗読〕

**議長（島原正嗣君）** 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

**助役（福田昌弘君）** ただいま上程されました議案第18号、工事請負契約の締結について（公営住宅前畑7号棟改善工事）について御説明申し上げます。議案書は追加議案書の分冊の13ページから23ページまででございます。

提案理由の御説明を申し上げます。議会の議決に付すべき契約及び財産



の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、公営住宅前畑7号棟改善工事でございます。工事請負者は泉南市信達市場1609の2、株式会社上喜建設でございます。

請負金額は2億8,222万円でございます。

仮契約日は平成7年12月5日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注につきましては、参考資料に添付しております。

よろしく御審議のほどお願いし、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** これより質疑を行います。———林君。

**23番（林 治君）** 今回、同和事業として今の17号に引き続いて18号、住宅の建設が出ておるんですが、1つはこの住宅の建設の具体的な中身を言いますと、ふろつき住宅をつくるということになってます。そうすると、今鳴滝には2つの市営のおふろを持っていますが、これらのおふろは、この住宅におふろがないということが1つの前提としてつくられたという経過もありますが、こういった問題、この入札まで具体化していく中で一体どういうふう展望を持っておられるのか。

それからもう1点は、これは1戸当たり700万から800万近くの投資をこの住宅の建設そのものだけで、増築だけやるわけですが、家賃が1,050円のまま、本来この予算を出してくる段階で、ましてやこの契約まで来た段階で、いまだにそういうことについての具体的な展望について、家賃問題を含めて一体どうするのかといったことについても、きょうの時点で何の説明も市当局の方から我々にはないわけですが、この点は一体どうなのか、それらの対応についてどうされてるのか。

その次に、そういう中で同和事業ですから、私はいろいろ御意見があると思うんですが、同和事業だからこそ私は何よりも公正にやらないかと思うんです。同和事業だったら不公正なものであれ何であれ、同和事業のためには構わないという立場に立ってはいけないと思うんです。社会一般、だれもが納得できる入札方法、そのことがなくして、ましてや誤解する市

民の方が悪いようなことを言うと、これはだめなんですね。また、そういう行政をやってる側はもっとだめなんですね。そのことを私は思うわけですが、こういったことについて市長はどういうふうにお考えでしょうか。

**議長（島原正嗣君）** 若野建築課長。

**事業部建築課長（若野和敏君）** 今御質問いただきましたおふろの問題と家賃の問題について説明させていただきます。

現在、公営住宅法につきましてはおふろの設置が義務づけとなっております。家賃の問題にいたしましても、先般の議会で事業部長の方からもお話しさしていただいておりますように、来年の4月をめどにただいま鋭意検討さしていただいております。よろしく願いいたします。

**議長（島原正嗣君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** 入札方法につきまして御指摘をいただきましたが、先ほどの議案でも御答弁申し上げましたように、今回前議案と同日、また同メンバーで指名をしたということがございまして、いろいろ御指摘いただき、我々の方もこの点については改めていきたいということを申し上げましたのととも、今後やはりこういう事業については、特に公平・公正と先ほどから申し上げましたけれども、いろんな角度から早急に検討をさしていただきたいというふうに考えているところでございます。

**議長（島原正嗣君）** 林君。

**23番（林 治君）** 17号で質疑をしましたから私も簡潔にしておきますが、市長ね、いろんな角度から公正にということについては、私もそのことが担保されたら納得なんですけど、今回単純に同じ業者が同じ日にやられたことが不正だと言うてるだけじゃないんですよ。間違わないでくださいね。今度は同じ業者でも別な日にやれば構わないと言うてるんと違うんですよ。何かそういうだけのものだというふうに御答弁がずうっと返ってくるんですよ。だから、あらゆる角度からと言われてもね、それで逃げられても困るんです。

今論議してきたのは、業者指名委員会ですか、ここで同和事業だからということで地域に精通してるとかというような条件をつけること自身が、そういう同和事業だからという特別な条件をつけることも間違いですし、地域に精通してるとかということについて具体的に、例えば仮に地域に精通してるとかいう条件をつけなければならない事業だとした場合でも、地域に精

通してるということについてはどういうことか、適格性とはどういうことかというのをお聞きしたけれども、何ぼお聞きしてもそのことの具体的な中身が答弁として返ってこないから、もう委員会の中で論議してる、論議してるばかりですからね。それではここで公正さをどう確保するかということについての論議の発展がないわけですよ。だから私はやかましく言ってるんです。

それは、ここで市長と議員の論議で問題解決するんじゃないしに、市内に業者の方たくさんおられますからね、その業者の皆さんがそのことを見ているわけですから、そういう立場からひとつこの問題について、議会と市民の皆さんにこのことが納得できる方法を一日も早く明快に、同和事業であれ何であれ、あなたが市長として権限でもってやること、あなたの権限でやりなさいということ言ってるんです。そして、それを公正にやりなさいということですよ。公正にやれなかったら、地方自治体としての資格ないでしょう。地方自治体が地方自治体として生きていくためにも、そのことをつかさどる市長としてもそうでしょう。だから、そのことを明快に胸張って言えるような内容にされることを私は希望してるわけです。

だから、そういう点で同和事業の場合はなおさらそうです、いろんな議論がありますように。もう一度その点でひとつ、今まで言われた条件をそのまま置いといてそういうふうにとということにはなりませんからね、そのことを特に聞いてるわけですから、ひとつ的確に御答弁いただきたいと思います。

**議長（島原正嗣君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** 前議案での質疑、それからまた先ほども申し上げましたように、休憩中にもいろんな御意見を賜りましたので、それらも踏まえて、同日発注とかそういうことだけではもちろんございませんで、いろんな角度から改善していくという姿勢で先ほども御答弁申し上げておりますので、できるだけ早い時期にそういう形で検討させたいというふうに考えております。

**議長（島原正嗣君）** 林君。

**23番（林 治君）** 市長の方からも残念ながらまだ具体的に、そのことを残しておくかということについてお尋ねしてるんですが、そのことに直接答えずに、同日発注のことを言われましたけど、いろいろな角度から

改善というふうにだけ言われるんでね、具体的にそのことについてなくすという立場から改善するというのをいただければわかるんですけど、ぼやっとされますとわかりませんので、できたらもう一度だけ答弁をお願いしたいと思うんですが、今の答弁と同じだというんだったら結構です。

**議長（島原正嗣君）** 向井市長。

**市長（向井通彦君）** いろんなファクターがございますので、中身的には抽象的になろうかというふうに思いますが、先ほど御答弁したとおり改善に向けて努力をしたいと、こういうことでございます。

〔林 治君「結構です」と呼ぶ〕

**議長（島原正嗣君）** ほかに。———真砂君。

**26番（真砂 満君）** 1点だけお伺いをします。

入札のあり方についてはいろいろ論議されておりますので、そのことについては避けますが、1つ工事の概要なんですけど、さきの議案とこの議案と中身的には32戸の1部屋増築ということで、戸数なりは同じという形で提案されてるわけなんですけども、この違いというのはどこにあるのか、簡単に結構でございます。平米数が違うのか、もともとの建物そのものが違うのか、そういったことも含めて御説明願いたいと思います。

**議長（島原正嗣君）** 若野建築課長。

**事業部建築課長（若野和敏君）** ただいまの御質問の入札金額の差につきまして御説明させていただきます。

まず、今回6号棟と7号棟がございますが、若干間口が違います。一部屋増築ということでベランダの方に出しますので、当然ながら間口が変わりましたら床面積が多少変わってきます。約2平米ほど変わるわけなんですございます。その差が1戸当たりありますので、約550万程度差が出ます。

それと、もう1つ大きな違いがありますのは、6号棟は下水工事がもう昨年度さしていただいております。今回7号棟、これはどうして一緒にやらさしていただいているかといいますと、下水の配管等が基礎とかなり複合しますので、今回一緒に工事に含ましていただいております。この工事費が1,300万ほどございます。

それと、今回の場所には倉庫の移転も少しありますので、この移転の数が異なります。それと、吹きつけの工事が、7号棟は七、八年前に一応改

修でかけておりますが、6号棟は3年前に上げてます。かなり差がありまして、この辺の吹きつけの差がございます。それと工期の差がありまして、それにかかわる現場管理経費等がございます、それによりまして4,200万ほどの差が出ております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**議長（島原正嗣君）** 真砂君。

**26番（真砂 満君）** ただいまの説明でわかりました。それで、既にある床面積ですね、それと改修後の床面積、この前畑6棟と7棟それぞれと、既に2棟やられてます宮本、前畑の分ですね。そのそれぞれの平米数をちょっと出していただきたいなと思います。

**議長（島原正嗣君）** 若野建築課長。

**事業部建築課長（若野和敏君）** お答えいたします。

今回の前畑6号棟が、1部屋の面積が32.40平方メートルでございます。増築しますと52.40になります。

続きまして、前畑7号棟でございますが、現在の1部屋の床面積が43.10です。1部屋を出しますことによって65.10になります。ちなみに、前回やらさしていただきました前畑1号棟が30.6平米で、それが増築することによって50.20になります。

それと、宮本1号棟ですが、これも前畑1号棟と同じく30.6平米ございまして、増築することによりまして50.20になります。

以上でございます。

**議長（島原正嗣君）** ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——林君。

**23番（林 治君）** 議案第18号、工事請負契約の締結について、日本共産党泉南市議員団を代表してこの契約締結について反対を表明します。

問題は、先ほどの17号と同様であります。これらの事業が、少なくともこの入札が公正に行われることが非常に大事であります。しかし、市長からは結局のところ明快な御答弁は、何度お聞きしても出てまいりません。

今、問題は、同和事業の場合、業者指名選考委員会で地域に精通してること、適格性があることが条件とされていますが、その内容について具体的に示すことを求めましたが、言を左右にして明らかにしません。同和事

業で、この不明朗な内容によって同格の業者でも一切参加ができないようになっていることが問題なのであります。こういう不明朗なことで同和事業を推進することが、真の部落解放につながらない。そのことも改めて市長は胸に銘記すべきではないですか。

我が党は、公正な市政を強く要求いたしまして、この議案についても反対をいたします。

**議長（島原正嗣君）** ほかに。———小山君。

**8番（小山広明君）** 賛成の立場から議案18号に意見を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

基本的には先ほど申し上げたとおりでございますが、公平で明朗な、そのようなことがやられるということが前提でございます。しかし、この世の中は必ずしもそのような状況にないことは当たり前であります。そういう中で、ただ公平とか公正だけを大上段に構えて議論することは、その陰で苦しみ悩んでおる人の姿が見えないのかなと、そんなことで大変残念であります。

理想社会は我々目指すものであって、現実が理想社会であることはないわけでありまして。泉南市の行政が一日も早く、公平とか明朗ということが本当に普通にしゃべれるような社会になるまで、同和問題だけではありませんけれども、あらゆる問題の解決のために、現実にある矛盾、問題を見据えた行政運営をしていただくことを強く望んで、賛成にかえさせていただきます。

**議長（島原正嗣君）** 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（島原正嗣君）** 起立多数であります。よって議案第18号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、選挙第1号 泉南市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

**議会事務局次長（馬場定夫君）**

〔議案書朗読〕

**議長（島原正嗣君）** お諮りいたします。本件に関する選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（島原正嗣君）** 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらに、お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（島原正嗣君）** 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

これより指名いたします。

泉南市選挙管理委員会委員に辻 英雄君、南 健君、宮本 保君、河村文子君の以上4名を、続いて同補充員には上中竹千代君、金田辰之君、三宅伊津子君、山内孝之君の以上4名をそれぞれ指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました辻 英雄君、南 健君、宮本保君、河村文子君の以上4名の諸君が泉南市選挙管理委員会委員に、続いて上中竹千代君、金田辰之君、三宅伊津子君、山内孝之君の以上4名の諸君が同補充員に、それぞれ当選されました。

なお、補充員の順位につきましては、ただいま指名いたしましたとおりの順位といたします。

次に、日程第10、議員提出議案第24号 泉南市在宅老人介護手当支給条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田君。

**21番（成田政彦君）** 議員提出議案第24号、泉南市在宅老人介護手当支給条例の制定について、提案理由及び支給条例の内容について説明したいと思います。

まず、提案理由から述べたいと思います。

介護条例提案理由。私は日本共産党泉南市議員団を代表いたしまして、ただいま上程されました議員提出議案第24号、泉南市在宅老人介護手当支給条例について、提案趣旨と内容の説明を申し上げます。

この条例は、3カ月以上寝たきりの65歳以上のお年寄り、痴呆性のお年寄りを介護しておられる方に月2万5,000円の介護手当を支給するというものであります。

泉南市における高齢者対策として、94年につくられたゴールドプラン計画、老人保健福祉計画では、65歳以上の高齢化率は、1990年の9.7%から2001年には12.8%と予想しています。この高齢化社会に対応するために、ゴールドプラン計画では1994年から2001年までの7年間にホームヘルパーを40名に増員し、ショートステイ、短期入所を市内の老人ホームに39床確保する。体の弱い高齢者のために日常的サービスをするデイセンターを3カ所、高齢者介護の中心施設として特別養護老人ホームを3カ所整備するとなっていますが、現状ではどうでしょうか。ホームヘルパーは10名、ショートステイは14床、デイセンターは97年度に総合福祉センター内に1カ所設置されるのみであります。また、介護支援センター設置計画のある府立泉南特別養護老人ホームの建てかえについては、早くても4年先の状況です。

このような中で、寝たきり高齢者は、痴呆性老人を含めて1995年現在411名、2001年には691名と予想され、介護を要する人はふえ続け、その期間も長くなってきています。介護のために職場をやめなければならない人は全国的に見ても年間8万人を超え、2025年には25万人になると言われています。今まさに介護問題はいわゆる弱者対策ではなく、国民全体に係る問題と言えるのではないのでしょうか。

しかし、2001年までに達成しなければならないとされる市のゴールドプランは、財源見通しによれば72億円必要とされています。しかし、国・府の貧弱な措置費や補助金の枠内では到底計画の達成は不可能であります。このままでは、計画は財源の見通しのないまま先へ先へと延ばされかねないです。しかし、要介護高齢者を抱えた家庭にとっては、その経済的、精神的負担は待ったなしの問題です。行政として、せめて苦しみを抱えてる家庭へ温かい援助をすべきであります。介護手当は、ささやかではあるが、必要ではないのでしょうか。



右足を切断した78歳になる父親を介護するために、仕事をやめて、高齢の母親とともに父を介護する一人娘、しかし収入は父の年金のみで生活への不安がいっぱい。経済的援助が欲しい。65歳の痴呆性の妻を抱えて、69歳の夫は年金だけでは生活できないので、後ろ髪を引かれる思いで家にかぎをかけてパートに出なければならない。事故が起きないことを毎日願っていると涙ながらで訴える夫。90歳の痴呆性母親を66歳の娘が24時間必死で介護してる姿、このような例はほんの一例にすぎず、今後このようなケースはますますふえることは必至であります。

このような現状の中で、国民の介護に対する関心が強くなる中で、厚生省が打ち出した介護保険は、現在もさまざまな問題が指摘されています。保険をかけても満足なサービスを受けることができない。なぜならば、現在でも全国の地方自治体の70%はゴールドプランの実行は不可能と、日本弁護士会の調査で述べております。

また、保険金が高く掛けられない人はサービスが受けられないなど、低所得の高齢者にとっては厳しい内容となっています。さらに、保険を掛けていても、施設を利用するときは利用者負担が求められています。ましてや、財源が足りないから消費税導入を考えることは何をか言わんやであります。まさに収入のない高齢者にとっては保険金そのものが負担になること自体、日本の社会保障、福祉の自己否定につながりかねません。介護保険については、今後憲法25条に基づいて、ゼネコン型国家から福祉優先の国家へ向けて国民的討論と合意が必要ではないでしょうか。

我が党が今回提案申し上げております在宅老人介護手当は、かかる意味において、本来行政の責任において措置しなければならない要介護高齢者を自宅において介護する家族の皆さんに対する行政としての最小限の支援と言わなければなりません。今や核家族化が進行する中で高齢化問題はより深刻であります。机上の不安ではなく、日々の具体的問題であります。住民の安全と福祉を保障する地方自治体の責務を果たし、要介護の高齢者及びそれを介護する家庭に対して、励まし、生きていく元気を与える制度として、ささやかではあるが、介護手当制度の成立にぜひ賛同していただきますよう訴えて提案説明にさせていただきます。

次に、泉南市在宅老人介護手当支給条例について御説明申し上げたいと思います。

泉南市在宅老人介護手当支給条例。第1条は、目的を述べております。この介護手当を支給することにより当該介護者の精神的、経済的負担を軽減し、もって在宅老人の福祉の向上に寄与することを目的としております。

第2条は、用語の定義であります。第3条は受給資格、第4条は支給申請、第5条は支給決定、第6条は支給更新申請、第7条は手当の額、第8条は支給期間、第9条は支給方法、第10条は受給資格の消滅及び支給の制限、第11条は手当の返還、第12条は届け出、第13条は施行の細目であります。

よろしく申し上げます。また、私ども日本共産党、議員の皆さんにおかれましては、最初十分な説明を申し上げなかったことについては、甚だ不十分だと思っておりますが、今後皆さん方にこの介護支給条例をぜひ賛成して下さいますよう心から申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** ただいまの提出者の説明に対し、質疑はありますか。  
———山内君。

**16番（山内 馨君）** ただいま提案者から提案理由並びに条例の内容についての丁寧な御説明がございましたので、私この条例の提案を知ったのはきょうでございますので、若干認識不足の点もあると思えますけれども、気のついたところから御質問を申し上げたいと思います。

まず、この老人介護手当の支給の条例でございますけれども、地方自治法222条にかかわる予算を伴う条例、規則等についての提案がございます。それは地方自治法222条でございます。その第1項に「必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」と、こういう予算上の制限がございます。

それを事例のところで説明をいたしておりますのは、これをちょっと聞いていただきたいんですけれども、議会が予算を伴うような条例その他の案件を提出する場合においても、第1項の規定の趣旨に沿って——私がただいま読み上げました地方自治法でございます——あらかじめ長との連絡を図って、財源の見通し等意見の聴取をすることが適当であると、こういうふうの実例で書かれております。

これに基づいて、この条例は、条例の内容を拝見しますと確かに予算を伴うわけでございますから、それで執行者の長と予算の見通しについてどのような話し合いをされたのか、その点御説明いただきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 山内議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、市長との話し合いの問題ですが、市長からはこの泉南市在宅老人介護手当支給条例については賛成の意見は得られませんでした。

次に、恐らく市長の予算編成権に対する侵害ではないかという質問であると思いますが、それは自治省が昭和52年に、97条の2項の問題についてどのように答えてるかといいますと、当該予算の趣旨を損なうような増額修正をすることは、長の発案権の侵害になると解する、と書かれております。この泉南市在宅老人介護手当支給条例というのは、当該予算、平成7年度予算のことなんですけど、その予算を必要とする提案条例ではありません。これはもし介護条例が通れば、市長の手によって予算が編成されると私は思います。

以上であります。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） 私に言わせれば大変な見当違いの解釈をしてると思うんですけども、率直に222条の条文の解釈をいたしますと、この実例のところに書いてあるとおり、やっぱり予算を必要とする条例の提案については、長がその予算措置の見通しをつけて、それでなくては条例の提案はできない、してはいけないと、適当ではないと——適当ではないという表現ですけども、それはやっぱりいけないということになると思いますけれども、そういうことがおわかりの上で提案されておるのか、もう一度確認をしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 私どもは、先ほどの答弁と同じように、昭和54年の自治省見解である当該予算の趣旨を損なう、そういう条例提案ではありません。予算を伴う条例ではありません。現当該予算で予算を組むものではありません。これが可決された後、市長の手によって予算を組むものがあります。

以上であります。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） そういう解釈の仕方では論議になりませんが、この条例の中に2万5,000円という金額が入ってますね。そういうこと

は、この条例が通ると2万5,000円を予算上措置せなならんということになってきますね。そういう処置をせなならん条例を市長と、執行者と話し合いをして、ちゃんとその財源の見通し等をつけて提出をするのが適当であると、こういうふうに自治法上書いてますね。だからして、これは地方自治法に沿わない条例の提出であると、私はそういうふうに思います。このことにこれ以上論議はしませんけれども。

さらに、この条例の内容に入っていきますけれども、まず第2条に、「満65歳以上の泉南市民で」ということになってますから、では泉南市民で65歳以上の方は何人おられるわけですか。現在の人口は6万2,000ちょっとだと思いますけれども、その中で65歳以上の老人は何人おられるという認識なのか。さらに、その中で寝たきり老人と痴呆症のこの条例の介護に該当する人数はどの程度あるのか、お知らせいただきたいと思っています。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） ただいま山内議員の質問に答えたいと思います。

平成7年度の高齢者率は10.9%で、現在高齢者数は6,747人であり  
ます。また、寝たきり老人は100人、痴呆性老人は49人であり  
ます。

以上であります。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） 私の調査したところと全く同じなんです。やっぱりよく調べた上の条例の提案だと思いますけれども、私、全く同じなんです。いや、そのことが何もオーケーと言ってるわけじゃないわけで、これ  
からが問題なんです。

この条例の内容につきましては、いわゆる3カ月以上の寝たきり、あるいは居宅  
における痴呆症の状態である人の介護ということになっておりますけれども、  
ではお尋ねいたしますけれども、3カ月以上寝たきりであるということと、  
痴呆症という非常に判断の難しい病状についての判断をだれがされるわけ  
ですか。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） これにつきましては、予算が通りましたら事務当局、  
現状でも寝たきり老人100人に年間3万円支給されておりますので――  
予算が通りましたらですよ。そのようなことを踏まえて医者とか、それか

ら保健婦、そういう専門職の方を加えて判断——私が決定する権限はない  
もんで、そういうふうにやるべきではないかと私は考えます。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） 提案者であるから、やっぱりそういうこともいろん  
なことをお考えの上で提案されてると思うのでお聞きしてるわけで、私は  
わからないというような返事では困るわけですけども、特にこの中で痴  
呆症についての判断ですね。これ、市の職員とか、その人たちでできるわ  
けですか。非常に難しいと思いますよ、この支給の痴呆症の判断というの  
は。

例えば身体障害者の級を決める場合に、1級、2級、3級、4級とあり  
ますけれども、その場合は専門医の診断書を取って、専門医の診断書に基  
づいて精査して、2級、1級というような判断を下して手帳を交付するわ  
けですけども、この痴呆症というのは非常に難しい病気だと聞いており  
ますので、これを痴呆症であるのかないのか、支給すべきかしないのかと  
いうことの判断は非常に難しいと思いますけれども、そのことをどうい  
うようにお考えなのか。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 山内議員の質問にお答えします。

痴呆性の老人をどう判断するかという問題については、現在市も激励金  
の介護手当を支給している中に痴呆性の老人も入ってますので、それを踏  
まえて、先ほど申しましたように精神科医、保健婦、そして担当してる市  
の職員さんが判断すべきではないかと私は思います。

以上であります。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） 判断すべきであるとかそういうことじゃなしに、き  
ちっとして、例えば医者や診断書が、特に専門医の診断書が必要である  
とか、そのことをきちっとしなくては混乱しますよ、これは。

それからさらに、もう1つお尋ねしたいのは、老人の65歳以上の介護  
手当ということでございますけれども、じゃ65歳以下の寝たきりになっ  
てる人、あるいは植物人間になって困ってられる方、あるいは転倒して打  
ちどころが悪くて、脊髄の関係で下半身が不随やと、そんな人があります  
よ。そういう人をなぜ除外してこういう形で条例を提案されておるのか、

そのことをちょっとお伺いします。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 今回の条例は、65歳以上の要介護者に対する条例であります。その範囲において、私は支給する条例を提案しているのがあります。もちろん山内議員が提案された65歳以下のそういう障害者の問題についても、今後十分考える問題であると私は考えます。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） まるで同じ条件で同じような人を抱えて介護に困ってられる方に、年齢によって差をつけるというような、これは極めて非民主的なお考えです。これは差別なんですよ。障害者の差別です。年齢の上の人はするけど、下の人はほっとくと、これは差別なんですよ。そういうことの発想がこの条例にはありますね。そういうことをひとつ議員の皆さん方は認識していただきたい、こういうように思います。

それから、さらに第3条に、「手当の支給を受けることができる者は、在宅老人を現に主として介護しているものとする」と、こういうのがありますけれども、じゃお尋ねしますけれども、こういう方が1人おられて、兄弟2人で介護してる場合、どなたに支給されるんですか。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 先ほど申しあげました在宅、65歳以上の問題ですけど、まずここから始めるということでもあります。

次に、先ほどの世帯に2人あったらどうかということですが、主たる、いわゆる中心となってる保護者に支払うべきものだと思います。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） どんなお考えなのか全然わからんけども、2人で介護されておれば2人とも人格は別なんですよ。今のいわゆる家督相続でもそうでしょう。権利者は皆権利を持ってるわけね。そやから、これは個人が別やから、2人一緒にしてどなたにあげるとしたら、もろた人はあんた関係ないよと言われたら関係ないわけですよ、その人の名前でもろてるんやから。申請した本人しかないわけでしょう。2人が申請をして2人ともくれるんやったらよろしいけども、2人くれない。1人どちらかにあげなならんと、そういうときはどうされるんですかと聞いてるわけですよ。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番(成田政彦君) それは、先ほど申し上げましたように主な保護者に支給いたします。

議長(島原正嗣君) 山内君。

16番(山内 馨君) 主な保護者とはだれが定義づけるわけですか。そんなもん法律上じゃありませんよ。そんなもん定義づけられますかいな、主な保護者というようなもん。だれが定義づけるんですかいな、そんなもん。

例えば、障害者とか寝たきりの人に下がるというんなら、その人が1人ですよ。しかし、それを介護する人といえれば数人ある場合もあるわけですよ。その場合に主たる人に下がりますと言うたら、主たる人じゃない以外の方は下がらないということでしょう。そんなことでいいんですか、主たる人はだれが決めるんですかと言ってるわけです。申請に基づくわけでしょう。そうすると、申請して例えば2万5,000円もらえばその人個人がもらうわけでしょう、介護してる人。ほかの介護してる人は一銭も当たらないと。それはそんな簡単にいきませんよ、この問題は。どうするんですかな。

議長(島原正嗣君) 成田君。

21番(成田政彦君) 答弁いたします。

保護者が3人いた場合は、家族の中で主たる保護者を決めて、その人が申請するということであります。

議長(島原正嗣君) 山内君。

16番(山内 馨君) それは3人が合意すればできますけれども、合意せなんだ場合どうするんですか。だれが決めるんですか。それはその人らが決めたらいいよ。決めてくれなったら、3人とも権利主張したらどうするんですか。

議長(島原正嗣君) 成田君。

21番(成田政彦君) ただいま答弁したとおりであります。

議長(島原正嗣君) 山内君。

16番(山内 馨君) 満身に答弁さえできないような条例の提案でございますので、非常に質問しにくいですが、じゃ続いて質問させていただきます。

それでは第4条ですけれども、「申請書に、民生委員の証明書その他受給資格」とありますけれども、その他の証明書とはどういう書類でございますか。

ますか。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） これは通った後、役所で決める問題であります。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） もう全然答弁になってないですね。条例提案した人が、その規則は市長が決めるて、市長が提案してるんやったら、そら市長決めなさいと私言いますけれど、市長が全然考えてもないことを条例提案しといて、市長に規則決めなさいて、それはやっぱり自分もともに考える責任がありますよ、議会へ出すんですからね。（成田政彦君「案があります」と呼ぶ）あったら言ってください。聞ってるんやから説明したらいいんと違うの、提案者が。

議長、提案者は質問に対して答弁できないようでございますので、先へ進まなしゃあない。こういうことを認識してください。規則もあるけど言えないと言う、とにかくわけのわからない……

議長（島原正嗣君） 今の質問者の内容は、第4条の尾項にあります民生委員の証明書その他受給資格に関する証明は、どういう意味をなすのか、どういう書類を言うのかと、こういうことですから、わかっていれば。成田君。

21番（成田政彦君） これは条例が通った後出したいと思います。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） 通った後ということは、今考えてないということにつながると判断します。

それからさらに、第7条ですね。これが問題の2万5,000円でございますけれども、その2万5,000円と積算された理由と、2万5,000円支給するためには財源が必要になるわけですがけれども、その財源の見通し等、それから2万5,000円を支給した場合に年間どの程度泉南市に財源が必要なのか。その2万5,000円の支給についての内容の説明をいただきたい、こういうように思います。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） ただいまの2万5,000円の根拠ではありますが、それに答弁したいと思います。

泉南市の老人保健福祉計画の中にホームヘルプサービスというのがあり



ます。この寝たきり老人家庭に対するサービス料は、週4回、そして1回2時間30分と計画ではされております。また、現状のホームヘルパー派遣事業費負担、市の有料の派遣事業費負担基準を見ますと、ゼロから900円となっています。私どもはこの中間の625円を1時間当たりとして計算しまして、週4回、1回2時間30分、そして月4回、それを掛けて2万5,000円というふうに計算したのであります。

また、仮に平成7年度の場合、支給したらどのぐらい額になるといいますと、寝たきり老人、痴呆老人合わせて4,470万必要かと思われまます。寝たきり老人100人、痴呆性49人ですから——現在です。条例は痴呆性と寝たきり老人というふうになってるんです。4,470万であります。

財源はどうかといえますと、これは市税を充てたいと思います。市税を充てます。

以上であります。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） 私、ちょっと財源にびっくりしたんですけれども、防衛費を軽減してそこへ回すというような話を持ってくるのかなと思ったけれども、それやったら私もちょっと考えようかなと思ったけども、税金を使う。いや、国会から、国の方からそれをもらうというように、防衛費を削って持ってくる、共産党はそのぐらいのこと考えてるのかなと思ったけど、わりかた単純に市民の負担に持って行ってますね。

申しわけないですけども、じゃ私、さらに質問を続けますけれども、その2万5,000円という根拠は、では大阪府下各市あるわけですけども、大阪府下の状況などおわかりでしたらちょっと報告していただきたいと思ひます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 山内議員にお答えします。

現在、大阪府下の介護者激励金というのは、池田市で月額寝たきり4,000円、痴呆で5,000円、茨木市で月額5,000円、河内長野市で月額5,000円、大阪狭山市で年額寝たきり2万円、痴呆2万5,000円、島本町で月額3,000円、太子町で年額1万円、美原町で年額5,000円、泉大津市で年額6万円、高石市で月額1万円、泉南市で年額3万円。

以上であります。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） ちょっと私も勘違いしたんですけれども、大阪狭山市2万5,000円とあるから泉南市もこんなもんかなと思ったけど、これは年額と月額の違いで、狭山市は泉南市の12分の1ということですね。ほかは大体年額にしたら3万円、5万円、6万程度、月にしたら3,000円か5,000円ぐらいだと思いますけれども、なぜ泉南市は2万5,000円なのか。それほど泉南市が財政的に裕福なのか、ちょっとわかりませんが、2万5,000円という金額についてちょっと納得しがたいんですけれども、大阪府下で多いところでも年額五、六万というところですね。月5,000円。それに、泉南市の場合は2万5,000円ということは30万ですね。なぜそんな大きな——私は大阪府下でも、あるいは全国的にでも、10万か20万月に上げてるんやったら、泉南も負けんように10万か20万やれやと言いたいんですけれども、なぜそういう突出した条例の提案をされてるのかちょっと理解できませんから、その点ちょっと説明いただきたい。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 私は、泉南市の老人保健福祉計画の中で、現在の介護問題でホームヘルパー10人で現在102世帯。しかし、現状ではこういう人たちに対する積極的な経済的負担として行政として少しでも軽くしてあげる、そういう意味で2万5,000円の積極的な提案をしたのであります。

以上であります。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） 積極的な提案も結構ですけれども、そこらはやっぱり条例の提案について執行者の市長と財源の見通し等を——やっぱり自治法で決められてるのはそこなんです。そういうことをちゃんと見通しをつけて条例の提案をしなさいと、それが適当であるというように書かれてるわけですよ。そのことを抜きにやってるから、こういうことが自分勝手な金額になるわけです。私はそういうふうに思いますよ。そういうことのないように、自治法では222条でちゃんと、議会の提出条例については制限を加えておるわけです。冒頭私が申し上げたのは、そのことなんです。そういうことで、議員の皆様方にもおわかりいただけたと思うんですけ

れども、大阪府下で最高五、六万、それを泉南市は30万にしようという、  
どういように評価していいのかちょっと私には見当つきませんが、  
ただ冒頭申し上げたように、市長とのいわゆる財源の見通し等の適当な話  
がなかったと。代表者会議にも市長の出席をいただいて、その点どうい  
うことであったのかというお尋ねをいたしましたところ、市長は私はそんな  
ことをやろうとしてない、お断りしますと、そういうような御答弁をい  
ただいておりますので、この条例の提案そのものに問題がある、法律上問  
題があると、こういうことで私の質疑を終わりますけれども、そういう意  
味でこの条例をこのまま採択して通すわけには議会としてはいけないん  
ではないかなと。これは私の意見でございますけれども、議員の皆様方も十  
分その点配慮していただいておりますので、御賛同をお願いする次第でござ  
います。

以上で質疑を終わります。

議長（島原正嗣君） ほかに――。堀口君。

11番（堀口武視君） ただいま山内議員の方から、この条例提案について  
疑問点をいろんな角度からただしていただきました。私は確認のために1  
点だけ提案者の方にお尋ねを申し上げますけれども、先ほども自治法の関  
係、あるいは市長の、予算を上程できるのは市長以外だれもございませ  
ん。これは言うまでもございませぬ。その中でここまで拙速に、市長との話  
し合いを持たずに提案されてきた、その時間的な余裕がどうしてなかった  
のか。あるいは我々議会に対しても一切の相談もなかったという、その辺  
の時間的な余裕がなかった理由をひとつ説明、そしてどうしてもこの時期  
にこの提案をしなきゃいけないという理由があったら、お述べいただきたい  
と思います。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 期間が短かったことについては、まことに遺憾であ  
ります。

そして、この予算がなぜ必要かということについては、先ほど私が提案  
理由に説明申し上げましたように、全国の70%以上が老人保健福祉計画  
が実行できない状況にあると。もちろん我が泉南市もそれに近い市であ  
ります。だから、少しでも要介護者のために一日も早く積極的に2万5,00  
0円の介護手当を支給、そういう意味で時期を早めて提案したのでありま  
す。何とぞよろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 今の説明では、僕はちょっと納得いかんですね。それだったら、なぜもっと早い時期に、例えばこの12月議会なら、もっと9月に、あるいはこれを逆に3月議会に出すとか、その中でいろんなコンセンサスを得るような努力をどうしてしなかったのか。僕は、その辺の提案者の意向をお聞きしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） その意見について、私も別に反対ではありません。そのとおりであります。しかし、私どもとしては、先ほど申し上げましたように一日も早く介護手当を支給することがよいのではないかとということで提案したのであります。

以上であります。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

11番（堀口武視君） じゃ、今の答弁からすれば、こういう不自然な形で議会の中で合意を得られないような、こういう形の提案の仕方はここでやめて、もう一度この提案を取り下げて改たに出し直したらどうですか。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 積極的提案として、何度も申し上げますので、ぜひとも介護手当支給条例を皆さん方によって可決していただきますよう切にお願いする次第であります。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 僕はやはりこういう形では、予算権のある市長との合意もとれてない、あるいは議会に対する提案の仕方としても極めて不自然な出し方をされてきてると。僕は共産党さんには失礼ですけれども、このことは共産党さんのパフォーマンス以外の何物でもないと。そういう条例制度の提案には賛成しかねると、このように思います。

意見で終わります。

議長（島原正嗣君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 言わずもがなと思いますけれども、先ほど山内議員が申されておりますので、再度言うのは失礼かと思えます。提案者本人も御承知だと思いますけれども、自治法における222条というのは、いわゆる予算を伴う条例、規則等についての制限ということが前段にうたって

るはずなんです。この制限というのは、御承知のように予算執行権は市長にあるということが前提であります。そのことに伴う場合は、1に書いてますが、改めて読まさせていただきます。

「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講じられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」。2項にもございますけれども、「普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関」、これもしてはならないと、こういうふうに同じようにうたっております。

とするならば、実例を先ほど山内議員が申しとおりましたように、議会が予算を伴うような条例その他の案件を提出する場合においても、第1項の規定の趣旨に沿ってというふうに、改めて議会でもそうしなさいという、こういう実例の判断だと思うんです。

この判断を侵すまでもなく、提案者のあなたの先ほどの答弁聞いておりますと、つくれば後で予算つければいいんだという、そういう安易な考え方でこういう条例を提案されるということは、それはもともと通ったら予算が当然ついてくるもんだと、執行しなきゃならないんだということが前提でのいわゆる提案であろうと思われるように聞こえますが、その点はいかがでしょう。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 先ほど答弁しましたように、我が党が提案したこの泉南在宅介護手当支給条例は、平成7年度にこれを支給せよという当該予算にかかわる条例ではありません。これが通った後いつ施行するかということはここには決めてありませんし、それは市長が決める問題であります。だから市長の予算編成権に対して侵害してはいません。

議長（島原正嗣君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 直接的には侵害はしておらないという解釈をあなたは言うておられます。しかし、現実にはいわゆる長の了解がなしに、執行権者の了解なしに予算が組めるということはとても考えられないわけで、そのことも議会全体の上承の問題もありますから、そういったものは、その以前にコンセンサスを得ることを前提とするためにこの条文がつくられてる。ただ単に条例は乱発していいものであるということは、書いてるは

がない。やっぱりコンセンサスを得ることによって、特に予算措置を講ずるものと言うてるのは、制限を加えてるといことが前提になってるはずなんです。その前提を壊してまでやるということに何か意図があるのかというふうにとられかねないんですが、その意図はございませんか。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 先ほどの報告どおり、私どもは向井市長の提案権を侵害いたしていません。

議長（島原正嗣君） 巴里君。

14番（巴里英一君） お聞きのとおり、やっぱりこれは平行線上にあるように答弁者から見たら思います。侵害してないと言いながら、現実には制限をかけることに対して、実は否定をしているというところに僕は尽きるんじゃないか。そういう否定をされるような条例提案については、私も今の段階ではまだ納得できない。

そういう意味では、議会全体の合意の中で市長と議長にも——特に市会を代表するのは議長でありますから、議長に一定の報告をし、それなりの機関に諮っていただいて、議会全体の意思として僕はやはりこれは提案すべきものである、本来の趣旨であるという論点を私は持っておりますが、その点ひとつ提案者も十分御留意をいただきたい。

以上で私、簡単ですが、終わります。

議長（島原正嗣君） 嶋本君。

17番（嶋本五男君） 私は議会のあり方として、ちょっと共産党の皆さん方に——成田君も提案の理由の中で非常に急いで出したと、こういうような反省の言葉があったように思います。私も実はそのとおりでと思うんです。そして、今いろいろ答弁を聞いてる中で、当然このような条例については行政のやる必要なものだと、こういうふうにも言っておりますし、あるいは、だから共産党として積極的に提案してるんだと。ところが、なぜこんなに急いで出したのかと、こういう質問に対しては、一日も早く予算をなにしたいと、こういうことなんですね。ところが、今の巴里君の答弁には、当該予算には影響を与えないと。

このようなことなら、もう少し提案する前に——当然、理事者も提案する場合には各種常任委員会等に条例のあり方を諮りながら議会に出してくる。それならばもう少し——拙速という言葉がありますけれども、なるべ

く慎重にやりながらやる方が早いのではないかと。それならば、このような唐突に出してくるというのではなしに、もう少し考えて出されて、当該予算に影響を与えないのならば、むしろそれの方がよりよかったのではないかと、このように思いますけれども、成田君のお考えだけをちょっとお聞きしたいと思います。

**議長（島原正嗣君）** 成田君。

**21番（成田政彦君）** 嶋本議員さんの親切な質問、ありがとうございます。私どもは、願いとして介護手当支給条例を一日も早く通したいと思ってお願いしたのであります。ぜひともよろしくお願いします。

**議長（島原正嗣君）** 嶋本君。

**17番（嶋本五男君）** 一応私は議会運営上の問題ということで申し上げておりますので、こういう条例案を出すにしても何にしても予算のつくことについては、先ほど来から先輩各位が言われたとおりに、議長に相談し、あるいは各会派の皆さん方に相談しながら、もし市の方が予算をつけてくれるというならば出すと、このような形で話し合いしながら、その中で議会のコンセンサスを得ながらやっていくことが望ましいと、このように思いますので、今回はほんとに内容についても、またこれからどういうふうにするかということについても、まだまだ皆さん方のコンセンサスが得られないと、このように思っておりますので、皆さん方の判断を仰ぎたいと、このように思いますので、これは意見として置いときます。

**議長（島原正嗣君）** ほかに。———小山君。

**8番（小山広明君）** 私は、基本的にはこういう議会から1つの条例を提案することには賛成であります。私、議員になってこういう手の条例が議員提案として出されたのは初めてかなと思うんですが、今の議論の中にあるように、やはり執行権にかかわるものを議会みずから出すということについては、今の体制ではかなり限界があるのではないかなと。もちろん行政の協力を得ないといけないと思うんですが、その辺はやはり行政としても、本来議会というのは大きな意味では立法機関ですから——地方議会では立法ということはないんですけども、大きな意味では立法機関ですね。それに基づいて行政が執行していくという形をとるべきだろうと思います。

そういう点で、この222条の条文の解釈で先ほども議論があったんですが、私は、これは1項についても2項についても、いわゆる行政側が提

案する条例について規定したもので、実例の中では、調整することが適当であるというようなことで実例として出されておりますので、この辺は議会で条例をみずから提案する、ある意味で予算が伴うものについてはなかなか出てこないという状況の中で、私はこの提案というのは大事にしたいと思うんですね。

しかし、先ほど代表者会議があって、この適当である部分について市長の方にどのような御相談をしたのかということについては、市長の御回答は、先ほど成田提案者が言うようなニュアンスとは大分違うので、これだけ初めての、ある意味で議会の活性化につながるような行動が、市長に対して何のアポイントも取らずにいきなり行って、そしてさっと説明をしたと。市長についてはすぐそこで判断をせえといっても、それは物理的に不可能ですから、せっかくこういう大事な行為が、行政側に対して普通の常識的な手続をせずにやって、それでここに書いてある長と連絡を図って財源の見通しと意見の調整をすることが適当である、というようなものをしたとすれば大変残念ですけれども、なぜそういうことに至ったのかについて、提案者からもう少し詳しい答弁をいただければね。

でないと、これで、もしこの条例に反対した者は福祉に理解がないというようなことになれば、これはやはり議員一人一人にとっても大変な行為でありますし、この点についてやっぱり十分御説明をいただきたいと、そのように思います。

それから、細かいところについては、今後行政も御理解いただいて、2万5,000円の支給をしてほしいという議会の総意がもしなれば、その運用に当たっては細かいことを言わずに、やはりそこは十分配慮してやっていただきたいと。このことは私は行政に議会の方からお願いしていくべき問題ではないかなと、そういうことを思いますので、趣旨には大変賛成しますし、この審議がどういう結果になるかは別として、やはりこういうような動きについては、私は大事にしていきたいとしますので、そういう視点に立って質問をしておりますので、ひとつ提案者、御説明をいただきたいと、そのように思います。

**議長（島原正嗣君）** 成田君。

**21番（成田政彦君）** 小山議員の質問にお答えします。

私どもは市長にお会いしまして、この泉南市在宅老人介護手当支給条例



について、私ども議員団は説明いたしました。市長にお会いしましてこれを説明しました。市長の方からは、泉南市としては激励介護手当をやっという答弁であります。しかし、何分にも今ここですぐこの答弁ということについては、2万5,000円云々の問題については、このことについてはやるという答えではありませんでした。

以上であります。

**議長（島原正嗣君）** 小山君。

**8番（小山広明君）** ちょっと私先ほど言ったのと違うわけで、やはりこういう条例、市民生活に大変影響がありますし、この判断に至っては議員一人一人の政治姿勢がかかる問題ですから、そういう点では十分な行政とのコンセンサスも得てやるためには、やはり市長にちゃんと時間を取ってもらうように事前に御連絡をして、市長もこれが行政全体の中でどうかということ積極的に判断ができる時間を与えてしていくべきだと思いますし、市長も恐らく議会の趣旨を僕はわかっていただけだと思うので、その辺は議会がこういうものを出そうということには、基本的に私は理解をしてもらわないといけませんし、またそういう十分な条件を与えて、それで市長はこの今出そうとしてるものに賛成できないと言うたのであれば、ある一定の評価ができるんですが、そういうような十分な時間を与えないまま、市長はこの条例に賛同できないということだけがひとり歩きするとすれば、私たち議員のこの議案に対しての態度と同じ状況に置かれるわけですから、その辺はちょっと残念ですね。先ほど聞いたのと違いますからね。

十分この福祉の問題というのは、我々が議員としても、また行政としても中心にしていけないといけない問題ですから、この提案された議案が否決をされたということになることが、違う意味を持っては私は大変だと思うので、再度、あなたは市長に約束をしてあったのかどうか、明確にしていきたいと思いますね。それは答弁なかったわけですから。

〔小山広明君「いつ会ったのかも。日にち、何時間」と呼ぶ〕

**議長（島原正嗣君）** 成田君。

〔山内 馨君「違う、違う。代表者会議と違うぞ。完全に違うで」と呼ぶ〕

**21番（成田政彦君）** 事前にアポイントをとって市長と話し合いました。

〔堀口武視君「ちょっと待ってください。それは市長の答弁と違

うぞ」と呼ぶ]

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） これはね、この条文、自治法にもかかわることですので、やっぱり事実関係としてはちゃんとしといてもらいたいと思うんですね。我々の代表者会議というのは1つの公の会議ですから、そこでは何の連絡もせずに来られて、この条例を出すからと言って来られたと。そんなときに十分な判断する時間もなかったと。そういう中で一定の意見は言ったようでありましてけれども、今提案者はアポイントをとって行ったというようなことで全然食い違っとるんで、その辺は議長においてちょっと配慮していただきたい。

議長（島原正嗣君） 私の代表者会議で市長のおっしゃった記憶では、アポイントメントは事前になかったと。そういうことで急に来られたんで、市の対応も具体的に検討する時間もないのでと、こういう御答弁でございましたので、再度市長答弁、本来なら筋違いですけども、一回そこらあたりの状況については、これは別に提案者の問題と食い違ってるわけですから、やっぱり真実をちゃんとしてもらわないと困ります。市長、答弁を求めます。私が職権で答弁させます。向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど代表者会議でも私御答弁申し上げたんですが、本来アポイントメントというのは、例えば事前に、あした何時とか、内容はこういう内容とか——こういう非常に重要な問題ですからね、というのが普通のアポイントメントでございまして、うちの秘書課長が受けたのは、その当日、市長時間あいてるかということで連絡があったということでございまして、たまたまいろいろの行事がありましたけど、すき間が若干ありましたので、私、議員さんでございまして、時間があれば当然会うというスタンスでありますので、日程に入れたと。それはほんとに時間的には来る直前といいますか、すぐ前にそういう連絡があったと。

内容も事前にこういう条例提案の件だということも聞いておりませんでしたし、あらかじめその案もありませんでした、来られてすぐ、こういう条例を提案したいということで見せられたわけでありまして、その中身の問題は先ほど御答弁申し上げましたけども、まず私としては、やはりこういう大事な問題はあらかじめ——今介護の激励金もやっておりますから、それで不十分ならば不十分、もっと増額せよとか増額したらどうかとか、

若干のいろいろやりとりがあって、そういうことが初めてやられるべきではないかと。

また、もう1つ、確かに4人の共産党議員団として来られましたけれども、我々としてはやはり議員提案ですから、当然議会の方でも一定のそういう論議がなされて、本来はそうあるべきではないかなと。これは私個人的でございますが、思いましたし、あれやこれや考えますと、まことに唐突な感じを受けた次第でございます、それが一番残念でございます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 質問者、そういうことです。小山君。

8番（小山広明君） それで、普通だったらこういう案を出そうと思うので検討していただきたいということで預けて、一定行政がそのことを精査して、行政としての回答といいますか考え方をもち、提案者といいますか言ってこられた方に答えるというのが私は普通だと思うんですね、市長がその場で全部答えるというんじゃないしに。そういう時間はなかったんですか、あったんですか。

議長（島原正嗣君） 質問者、市ではありませんから、ある意味では市長の財源問題も絡んでの関連でちょっと。

8番（小山広明君） 常識的にやっぱり行政に1つの判断を仰ぐというか、するためには、ある程度時間を与えないとできないわけですから、提案者にお伺いしますが、そういう時間を十分与えて、そしてあなたが言ったような、行政としてはこの条例の提案には賛成しかねるという答えをもらったのかどうか、その辺の内容について提案者の御説明をいただきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 経過は市長の言うとおりであります。賛同はもらっていません。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 本会議の場でアポイントをとったということを明言されたわけですから、今は市長の言うとおりでというのは、僕が解釈すればアポイントをとってはないということになるんで、議場で偽証というんですか、やっぱり違う——偽証は訂正します。要するに違うことを言ったことに対するちゃんと……（発言する者あり）訂正すると言うたやないか。

だから、違うことをそこで明言したということについては、しかるべく対応してもらいたい。

議長（島原正嗣君） 提案者答弁。成田君。

21番（成田政彦君） その日であります、私どもはいきなり市長に押しかけて行ったのではありません。事前に市長にお会いできるか、それを確認して、時間を確認して市長に会ったんです。私どもは決して押しかけていませんし、事前に市長にちゃんと時間のことを聞いて行ったのであります。これは市長自身の答弁の中にはっきりあります。（小山広明君「用件は言ってないな」と呼ぶ）だから、会いたいということで、会った後市長にこれを——先ほど言うたでしょう、僕。先ほど僕はちゃんとそのことを。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） それをアポイントをとったと言うと、誤解を私たち受けるんでね。やっぱりこういう件で行くからということで、できればそういう書類を先に出しといて、この件で協議をしたいということで行くのが普通アポイントですから、できたら正しくアポイントの中身も御説明いただいた方が我々理解がしやすいということで、ぜひよろしくお願いします。

条例そのものは私もなかなか、いろいろあるとは思いますが、こういう提案の仕方は大変大事だと思うので、できれば継続審議みたいな形の方が私はいいという意見を持つとるんですよ。先ほども言ったように、ここへ出るまで議員にも十分説明がなかったわけですし、できれば継続にして、中身についてももう少し皆さんの意見も入れながら、議会からこういう条例が成立すればなという願いを持っております。これは意見にしときます、後の採決の中で自分の判断をしてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

8番（小山広明君） 反対の立場で御意見を申し上げますので、皆さんの御賛同をひとつよろしく願います。

泉南市在宅老人介護手当支給条例の制定については反対であります。中身については、議員提案ということで大変注目したわけでありましてけれども、この条例を提案するまでに十分行政とのコンセンサスもとられておら

ない、また議会にもこのようなことが、事前にこういうものを出すよというような形での説明もないわけであります。

こういう中で、特に社会的な弱い立場にある人たちの問題が、賛成か反対かという踏み絵を踏まされるような状況にあるのは、大変重大であると思います。そういう点では、このような趣旨としてはすばらしい条例が全会一致で議会で提案されるようなやり方を私はぜひ追求していきたいと思いますが、今こういう形で出されたことについては、どうも賛成するような内容がございません、この手続上においてですね。そういうことでこういう条例が、できますれば議会の中でもう少し温められて、議会でも多くの賛同の中で成立をして、対象者である寝たきりの方たちの援助になればという願いを込めて、今出されたこういう条例については反対をしたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** 松本君。

**20番（松本雪美君）** 議員提出議案第24号、泉南市在宅老人介護手当支給条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

制定に係る趣旨説明の中にありましたように、泉南市での老人保健福祉計画達成の現状と今後の見通しについて、72億円の財政措置が必要であることが明らかにされていますが、その財源の裏づけ、達成年次である2001年をしっかりと見据えた年次計画の策定もありません。

一方、政府・厚生省は、約7割の地方自治体が国が決めた計画どおりやるための財源や人的保障に苦慮し、抜本的な支援策を求めているにもかかわらず、具体の対策、措置費の増額などにこたえることなく、要介護者及び20歳以上のすべての国民に負担を強いる介護保険制度で処理しようとしています。この制度は、国に対し公的介護を願う国民の声を反映したかのように見せかけ、その制度維持の財源は、将来増額する消費税と保険料を基本として確保し、利用に際しても利用料を取ることが前提になっています。今もってサービスの中身も明らかにせず、国民の負担のあり方だけをひとり歩きさせ、社会的弱者を範疇から除外しようとするこの制度は、到底期待をかけることができない代物であります。

泉南市における介護事例の実態は深刻であり、これは将来の介護人口が、仮に全国で老人保健福祉計画が達成されたとしても、2025年には25万人が介護のために職場を離れなければならないという推計データにもあ

ることから、まさに国民的課題、泉南市における全市民的課題と言っても言い過ぎではありません。

以上の介護に係る泉南市民を取り巻く施策の現状と将来のあり方からも、そして地方自治法第2条にうたわれている自治体の固有事務で最も必要な住民の健康と福祉の保持の立場に立っても、この制度が制定されることが緊急な課題であることを強く申し述べ、賛成の討論といたします。

なお、こういう趣旨の提案については、議会及び理事者に対し、意思の疎通を図るべきであったと思っています。

以上です。

**議長（島原正嗣君）** 巴里君。

**14番（巴里英一君）** 先ほどの議員提出議案24号、提出されました泉南市在宅老人介護手当支給条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

先ほどからの議論でも御承知のように、自治法222条の中においても、予算権のあるものについては、十分そのコンセンサスを図りながらその裏づけをもって提案すべきというところから見ても、この趣旨に反するものではないかというふうに考えられます。しかし、本条例の制定理由については、その趣旨は十分理解できるところであります。重要性については私は提案者以上に認識しているところであります。

この制度については、本市において平成4年ごろより、府下各市町村に先駆けて泉南市寝たきり老人介護者激励金を年間3万円支給しております。これも一定の成果を得ていると考えているところであります。しかし、支給額は年間3万円ということであり、この額の多少については、まだ私は議論の余地はあろうかと思えます。こういった提案の中でも、この額の発展の中で改めて条例というものを議員全般、理事者側と協議しながら議員提案という形でなされることが、私の強い願いでもあります。しかしながら、こういった論議なしに急激な状況の中で出されるということについては、議会及び理事者側の真意を無視したような上程であるというふうに考えられます。

現実にはこの激励金については、御承知のように大阪ではこの制度を導入しているのは7市3町、ちなみに池田市、茨木市、河内長野市、大阪狭山市、泉大津市、高石市、島本町、太子町、美原町と我が泉南市でありま

す。その他の市町村では、まだ未実施であります。そういった意味では、先進市とも言えるかもしれません。

21世紀初頭に予想されている高齢化社会に備え、本市においてもさまざまな施策の充実と推進を図ることが望まれるところであります。その施策としては、ホームヘルパーの大幅な増員、デイサービスセンター、老人保健施設、ケアハウス建設など、高齢化対策の取り組みは多様であり、急がねばならないことは当然のことではありますが、在宅介護センターの設置など必要なことは申すまでもありません。周知のことです。

しかしながら、そのための財源は想像できないほど多額に上るであろうということは予想されることでもあります。現実には、例えばこの現在提案されてる条例が可決されたと仮定するならば、年間5,000万円近く要る、あるいは5年後にはそれに倍するような状況もあり得ることが、私たちは予測できるところであります。また、そのままの額で推移するということもこの中では考えにくいところもあるかと思えます。そういった意味でも、本市の財政規模で可能かどうかということを考えると、非常に厳しいものがあるかと思えます。

そのためには、まず基幹的な施策の実施が肝要であり、本事案の重要性については認識できるころではありますが、あくまで基幹となる施策を最優先して、その実施に努めることが重要であるとの観点から、この提案された本条例に対して反対の意見を申し述べます。

以上です。ありがとうございました。

**議長（島原正嗣君）** 山内君。

**16番（山内 馨君）** それでは、反対の立場からその理由を申し上げて、反対の討論といたします。

まず第1点は、地方自治法222条に対して反する、自治法の本質に反した条例の提案であると、こういうふうに思います。

それからさらに、65歳以上の養護の方々に対する支給でございますので、じゃ65歳以下、あるいはそういう難病にかかって困ってられ、介護に困ってる方を切り捨ててる、このことについては私は賛同いたしかねます。

それから、月額2万5,000円ということについても審議の妥当性が得られなかったと、こういうことでございます。

以上の3点で、本当に断腸の思いでございますけれど、反対をせざるを得ないということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** ほかにございませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（島原正嗣君）** 起立少数であります。よって議員提出議案第24号は、否決されました。

暫時休憩いたします。

午後9時21分 休憩

午後9時28分 再開

**議長（島原正嗣君）** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11、議員提出議案第25号「学校五日制の早期完全実施・学習指導要領の早期抜本改正」に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して真砂 満君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。真砂君。

**26番（真砂 満君）** 議員提出議案第25号について、案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

「学校五日制の早期完全実施・学習指導要領  
の早期抜本改正」に関する意見書（案）

学校五日制がスタートして3年、月1回の学校五日制が定着し、本年度は月2回実施されている。

現在、学校五日制は、文部省調査や各種マスコミ調査でも明らかなように、導入前に危惧された不安や混乱はほとんどなく、おおむね社会に受け入れられている。

しかし、完全五日制については、学習指導要領の五日制に対応した改正がなければできないというものが、大方の一致するところである。

五日制社会が時代の趨勢である今日、一刻も早い完全学校五日制の実施が求められている。そのためには、「週六日制を前提にした現行の学習指



導要領」の改正が必要不可欠である。その点について機会あるごとに指摘している所であるが、現行の指導要領を継続したままで学校五日制が進行するならば、「ゆとり」のための五日制が、逆に子供たちに「負担」増を強いることとなる。現に、文部省の研究協力校の実践調査において、土曜日以外の曜日に、いわゆる「上乘せ」授業を行っている研究校があることが報告されている。

よって政府におかれては、学校五日制を完全実施するために、学習指導要領を学校五日制に対応する内容に早急に改定されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年12月22日

泉南市議会

議員各位におかれては御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（島原正嗣君）** ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

**8番（小山広明君）** 提案者の真砂議員にお尋ねをさせていただきたいと思うんですが、この週六日制を前提にした学校の学習指導要綱というものの内容について、基本的な点をわかっておれば御説明いただきたいのと、それにかえて五日制に合った学習指導要綱というのは一体どのような内容になるのか、その辺の基本的なところを御説明をいただきたいと思いません。

**議長（島原正嗣君）** 真砂君。

**26番（真砂 満君）** 小山議員の質問に答える前に、まず1点、発言にミスがございましたので、訂正をさせていただきます。

私、学習指導要綱と読んだようでございますが、指導要領の間違いでございましたので、ここに改めて訂正させていただきます。

小山議員の質問でございますが、ちょっと手元の方に学習指導要領を持ち合わせておりませんので、詳しく述べられないのは非常に残念でございますが、その点よろしく御了解をお願いしたいと思います。

**議長（島原正嗣君）** 小山君。

**8番（小山広明君）** 官僚がつくった文章でなくていいんですが、恐らく真砂議員も六日制の中で教育を受けてこられたと思うんですが、その辺のことも含めて、真砂さんの五日制問題についての見解というんか、お考えが

あればひとつお述べをいただきたいと思うんですが、私の理解するところでは、六日制というのは詰め込みで、子供は遊ぶ時間がない。そういうようなところの反省から、やっぱり子供に十分遊び、余裕の時間を与えて、もっと子供の多面的な資質を伸ばしていくというところに基本的にあるのではないかなと、そういう理解をしておるわけでありませう。

しかし、一方こういう指導要領の中身を前の時代に戻そうというような動きも現にあるわけですね。そういう点での危惧も私はあるわけなんです。そういう詰め込みから余裕を持った学校教育、そしてもう一つは、やはり内容が前の時代に戻るような部分については、提案者としてはどのような考えを持っておられるのかについて、お答えというかお考えをいただきたいと思ひます。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 小山議員の質問に答えさしていただきたいと思ひます。

文面の中にも書かしていただいておりますように、社会全体そのものもそうですが、今現在求められているものはゆとりであります。特に、子供社会の中で学校の中での詰め込み、一方、授業が終わった後の塾とか、そういう問題等々がございます。そういうことのない形でやりたいなと。

そして、小山議員さんがおっしゃられた意見ですが、それは私も同じような感じをいたしております。提案者の意見ということですから、小山議員さんの考え方とほぼ同じだというふうに解釈していただいて結構でございます。

議長（島原正嗣君） ほかにございませうか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませうか。——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第25号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議員提出議案第26号 義務教育費国庫負担制度の

堅持等を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して真砂 満君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。真砂君。

**26番（真砂 満君）** 引き続きまして、議員提出議案第26号について、案文の朗読をもって提案理由にさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書（案）

政府は、1985年度より義務教育費国庫負担制度対象の見直しを行い、義務教育諸学校の教材費、旅費を国庫負担制度の対象から除外したほか、1993年度から共済追加費用を一般財源化した。さらに今後は、学校事務職員や栄養職員の給与費を国庫負担の対象から削除する意向であると伝えられている。

このような国の財政事情による地方負担転化は、地方財政に大きな影響を与えるだけでなく、義務教育の円滑な推進に支障をきたすものである。

よって、本市議会は政府に対し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため学校事務職員や栄養職員の給与費に対する義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、教材費、旅費、共済追加費用については国庫負担制度への復活がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年12月22日

泉南市議会

以上でございます。

**議長（島原正嗣君）** ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（島原正嗣君）** 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第26号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第13、議員提出議案第27号 老健法に基づく、成人歯科健診の早期実施を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田君。

21番(成田政彦君) 議員提出議案第27号、老健法に基づく、成人歯科健診の早期実施を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえたいと思います。

老健法に基づく、成人歯科健診の早期実施を求める意見書(案)

昨今、高齢者の入れ歯に対する不満とともに、入れ歯にならないための歯科保健・予防に対する国民の要望が高まっている。

政府は、平成元年の成人歯科保健対策検討委員会報告において、8020(ハチマルニイマル、80歳で20本の歯を残す)運動を提唱したが、指定モデル地区での調査事業以外、何もおこなわれていない。

老健法による一般成人健診が実施されてから10年が経過した。同法が成立した際の衆参両院の付帯決議では、歯科健診の早期実施をうたっているが、いまだに、基本健診による歯科健診は未実施のままである。

よって政府は、医科・歯科のバランスのとれた成人健診制度の確立のために、早期に以下の事項の実現を図るよう強く要望する。

1. 老健法に基づく基本健診の必須項目に歯科健診を追加すること。
2. 対象疾患は、う蝕、歯周疾患、顎関節症などとする。
3. 歯科健診の制度化に対応して、健診前後の健康教育、保健指導等を充実させるとともに、そのためのマンパワーを確保すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年12月22日

泉南市議会

以上であります。

議長(島原正嗣君) ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。  
———小山君。

8番(小山広明君) 1つは、文書の中で教えていただきたいんですが、いわゆる8020運動というものの内容と、指定モデル地域というのは一体どこにどうあるのか、その辺がわかっておればお示しをいただきたいと思っています。

議長(島原正嗣君) 成田君。

21番(成田政彦君) 8020運動、これはこの文書に書いてあるとおり

であります。

指定モデル地区は、大阪府もそうであります。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） だから、どういう運動かですよ。要するに80歳で20本歯を残すための運動でしょう。内容的にはどういう運動なんですか。大阪府といたら泉南市も対象になっとるわけですね。事業以外は何も行われていない。じゃ、泉南市の場合には何をどうしたのか、あれば。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 文書に書いてあるとおりであります。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） いや、それじゃ答弁になってないですね。だから、わからないと言えば正直で僕はいいと思うんですよ。しかし、文書に書いてあるとおりですて——この8020という運動はどういう運動かということを知りたいわけですから、やっぱりまじめに答弁していただきたいと思えますね。この読み方がわからんというんだったら、そういう答弁でもいいんですが、この運動の内容はということかと知りたいわけですから。僕は知らないと言ったらそれでいいんですけどね。だから、ちゃんとまじめに答弁をしていただきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） お答えします。

80歳で20本の歯を残す運動であります。

〔小山広明君「ちょっとそれはだめですよ。知らないと言ったらいいんと違う、それだったら。わからないんだから」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 質問者、表現はいろいろあるでしょうけども、この意味からすれば、今提案者が言ったようにこの下に80歳で20本というふうな意味を書いていますから。

〔小山広明君「いや、それはわかってるんです」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） だから、80歳で20本の歯を残す運動だと、そういうことと違うのかな。小山君。

8番（小山広明君） いやいや、20本残すために運動があるわけでしょう。毎日歯を磨きましょうとか、歯ブラシはこんなんでやりましょうとか、やっぱり20本残すための運動だから、じゃ20本残るために何かしないと

残らんわけでしょう。ほっといたらなくなっていくわけでしょう。だからそういう運動の——僕ら聞いたことないからね、8020というのは。だから、運動だから朝起きたらうがいを5回するとか、何かそういう内容があるんじゃないかなと僕は思うんですよ。20本残すのは結果であってね。

**議長（島原正嗣君）** だから、その8020という意味は、今まで80歳で20本歯を残すというモデル地区を決めて運動したけれども、そのモデル地区以外は全然こうした運動を展開してないと。今後はそうした運動をやっていこうと、そういう趣旨の御提案だと思うんです。

〔小山広明君「わかりました。議長」と呼ぶ〕

**議長（島原正嗣君）** 小山君。

**8番（小山広明君）** 内容がわからないと理解して、この質問は終わっておきます。

**議長（島原正嗣君）** ほかにありませんか。———それでは質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（島原正嗣君）** 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第27号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第14、議員提出議案第28号 安全で安定した日本のコメの供給を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気君。

**22番（和気 豊君）** 案文を朗読して提案理由にかえさせていただきます。

安全で安定した日本のコメの供給を求める意見書（案）

安全でおいしい日本のコメに対する関心は、国民の中で大きく高まっている。

また、国民の主食であるコメを外国に依存せず、豊かな日本の国土の中で作りつづけて欲しいという願いは、農家・消費者ともに広がっている。こうしたことに応えていくことこそ政府の大切な責務である。

よって本市議会は、政府に次のことを要望する。

- 1 輸入しながらの減反政策はやめ、コメは自給の原則を貫き、安全で安定した日本のコメの供給を図ること。
- 2 農家には、安心して作れる生産者米価を保障し、消費者には、家計安定の米価にすること。
- 3 国産米で日本の食文化を守ること。
- 4 学校・病院・保育所などの給食は、国産米を使用すること。
- 5 品質表示と中身、価格、安全性は国が責任を持つこと。
- 6 残留農薬や添加物の安全基準を緩和せず、食の安全と国民の健康を守ること。
- 7 日本の農業を守り、国土の保全と環境を守ること。
- 8 WTO協定の改正を提案し、コメ輸入自由化をやめること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年12月22日

泉南市議会

以上であります。

**議長（島原正嗣君）** ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。  
———小山君。

**8番（小山広明君）** 若干提案者に御質問いたしたいと思いますが、日本の米を日本の消費者にとりますと、今でも農家の収入は大変成り立たない状態にあると思いますが、いわゆる安全な米を国際的な価格の中でいえば高い値段でも消費者が買うという、そういうある意味のことをやらないと日本の国産米は買えないと思うんですが、そういう問題についてどのように——「消費者には、家計安定の米価にする」ということは、安い米とも解釈できるんですが、その辺提案者はどう考えておるのか。

それから、国産米で日本の食文化というこの食文化の内容についてお示しを願いたい。

それから、「残留農薬や添加物の安全基準を緩和せず」とあるんですが、現在の日本の米は、残留農薬とか添加物にかなりまみれておると思うんですが、この辺の問題はどういう内容になっとるのか。その辺をひとつ御説明をいただきたいと思いますが。

**議長（島原正嗣君）** 和気君。

22番(和気 豊君) 今、御案内のように、政府が決定をしたお米の値段は約1万6,000円台であります。生産者が真に成り立つ生産者米価の価格というのは2万円を少し超える、こういう要求があります。しかし、ここ17年間、毎年生産者米価は政府が決める水準に据え置かれています。実質的には価格が同じでありますから、貨幣価値を考えますと、さらに米の値段が実質的に下がっている、これが現状であります。だからこそ食管制度で国が生産者の価格を保障するように高く買い、そして利ざやをもって消費者に安く売るといふ食管制度の堅持が必要であります。これが米を守る原点であります。そういうことは第2項に——そこまで詳しくは書かれておりませんが、この第2項の案文をよく理解をしていただきたい、こういうふうに思います。

国産米で日本の食文化を守るという点については、外国米は一部アメリカ、中国産米を除いては、すべてほとんどがいわゆる長粒種、インディカ米であります。日本のお米は言わずと知れたいわゆる短粒種、ジャポニカ米であります。この短粒種の米を利用していろいろこれまで日本の食文化が守られてまいりました。これを引き続き守っていく、これがこの3項の中身でございます。

それから、残留農薬というのは、いわゆる物をつくってから、収穫してから後散布する、そういう農薬のことを残留農薬と言います。日本のお米は、収穫までの過程ではこういう農薬を使うことはありますが、とれてから農薬を使うことはほとんどない。ところが、国際的に外国から米を持ってくる場合には、当然除虫、それから殺菌のためにとれてから例えば船倉に積み込んでいるお米に散布する、こういうことが必要であります。そういう残留農薬、これの基準が日本の基準に比べて国際基準は悪い。中には10倍強のものもあります。こういうものを緩和せずに日本の国民の健康と命を守る、これが第6番目の内容でございます。

以上でございます。

議長(島原正嗣君) 小山君。

8番(小山広明君) 2万円ということなんですが、2万円にして1反で10俵とれても20万円ですね。1町つくっても200万円しかないですね。これではとても農家はやっていけないわけですし、基本的には消費者がもう少し農家がやっていけるもので買うことによって、日本の国土というか



日本の自然を守っていくわけですから、農家に対して相当思い切った何らかの支援をしないと、国産米を維持することは私はできないと思います。そういう点では農家が持っている機能ですね。自然に対する機能、社会に持っている機能を十分に保障する中で、私は日本の米作というのを守っていくべきだという意見を持っております。

それから、食文化は何も米だけではないので、日本の穀物とかいろんなものがもう外国から入ってきとるわけですから、この問題は米だけを取り上げてもなかなか解決し得ない問題があると私は思うのですが、そういう点についての考え方ですね。

それから、収穫してからかけるだけが残留農薬で、生産というんですか、育てる間にかけるのには残留農薬がないというような御答弁でしたけども、日本でもやはり農薬栽培、農薬をかけての栽培は大変問題になつとるわけでありまして、決して収穫してからかけるものだけを残留農薬と私は言わないように思います。

今提案者の意見を聞いて、そのような感想を申し上げて、この採決には当たってまいりたいと思います。どうも御答弁ありがとうございました。

**議長（島原正嗣君）** 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

**8番（小山広明君）** 安全で安定した日本のコメの供給を求める意見書に賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

日本の米を守るというのは、単に日本の食文化を守るというだけにとどまらず、私たちの住むこの社会全体を守っていくという重要な位置にあると思うわけでありまして。都市計画の上からも、私はこの米問題を総合的な問題として考えていくべきだという考えを常に持つておるわけでありまして、そういうようなことも踏まえて賛成をしていきたい。農家が本当に自立をして仕事ができるような社会を目指して頑張っていきたいと思いますので、意見を申し上げて賛成の討論にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**議長（島原正嗣君）** 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第28号は、否決されました。

次に、日程第15、議員提出議案第29号 住民の暮らしを脅かす消費税の引き上げに反対し廃止を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して林 治君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。林 治君。

23番（林 治君） 議員提出議案第29号、住民の暮らしを脅かす消費税の引き上げに反対し廃止を求める意見書。案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

94年秋の国会において「税制改革」が行われて、97年4月から、消費税率を5%に引き上げること、それに先立つ96年秋に税率の引き上げ幅について見直すこととなりました。しかし、この改悪はもともと93年の総選挙での各党の公約をないがしろにして強行したものであります。

また、長引く不況のもとで、多くの国民の暮らしはますます厳しくなっています。

消費税は、所得の低い世帯ほど負担が重くなる最悪の大衆課税です。

今以上の引き上げは、多くの住民の暮らしを脅かし、消費購買力も引き下げ、不況に拍車をかけ、地域経済にもマイナスとなります。

消費税引き上げ反対、消費税は廃止せよの世論は、根強く広がっています。

高齢化社会到来に備える財源は、消費税の引き上げではなく、租税特別措置をはじめとする不公平税制の見直し等、他の方策を検討されるのが望ましいと考えます。

よって下記の項目を強く要望します。

1、消費税の税率引き上げはしないこと。

1、消費税は一日も早く廃止すること。

1、当面、食料品は非課税とすること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年12月22日

泉南市議会

どうかよろしくお願いたします。

**議長（島原正嗣君）** ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。  
———小山君。

**8番（小山広明君）** 消費税のかわりに租税特別措置を初めとする不公平税制の見直し等という、この辺の説明をもう少ししていただきたいのと、やはりことしの国の予算も72兆ですか、かなり大型の予算になったわけなんです。泉南市も私が当選したころは120億ぐらいだったのが、今240億を超えとるわけですね。わずか7年でこれだけ役所の財政規模がふえるというのは、どこかで減らしていくという発想があってもいいんじゃないかなと思うんですが、この意見書の全体にあるのは、そういう視点がほとんどないんですが、そういう点の見解はどう考えとるのかね。こっちで取るかこっちで取るかの問題ではなしに、財政そのものをやっぱり抑えていかないと、今経済的にも大変不況ですし、そういうように私は思うんですが、基本的には消費税で取るのかどっかで取るのかという発想と私は思うんですが、その辺は提案者はどのようにお考えでしょうか。

**議長（島原正嗣君）** 林君。

**23番（林 治君）** 租税特別措置については、もう古くからつくられている法律であります。大企業に対する税制の優遇措置であります。この点は中小企業にないものということで不公正だということは、早くから言われている問題であります。

それでもう1点、消費税をなくすためにこういう不公平税制の見直しということではなしにという趣旨の御質問であったと思うんですが、基本はここでは一応消費税そのものが大衆課税であるという点から、大企業優遇税制を改める等、財源を求めればいいのかという1つの提案ですが、この決議の全体の趣旨は、まず何よりもここに3点書いてありますように、消費税をもうこれ以上引き上げない、それから一日も早く廃止をしてほしい、そしてまた、せめて当面は食料品だけでも非課税に何とかならないかという圧倒的な国民の声をこの1点で一致して、できたらこの声を

全国各地から、ちまたから広げていく、この泉南からもその声を議会の決議として出していくと、こういう内容の趣旨のものとして、ここでは日本の税制全体のことをあれこれと言うんではなしに、基本は今大衆課税としてますます大変になっている消費税を3点に絞って訴えをしていきたいという趣旨のものであります。

御存じのように、冒頭の方に書いておりますように、このままでは97年の4月からは消費税率を5%に引き上げるといふふうに定められております。そしてまた、さらにはその見直しを含めて来年度には行おうということ、必要があれば見直すんだと。そのことが今政界の方では、国会を取り巻く状況では、いろいろそういうことが言われておりますから、そういう中で市議会で市民の御意向も受けて、できたらこの消費税、この1点で、今だれがどうこうというんではなしに、この3点に絞って消費税をこういう方向で、大衆への、庶民への負担をなくすということで、できれば御賛同いただいて、決議として国の方に送りたいという趣旨でございますので、その点ひとつ御理解よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

**議長（島原正嗣君）** 小山君。

**8番（小山広明君）** 提案者のより詳しいお考えが示されたわけなんです、やはり基本的にはもう少し役所の財政規模を抑えていくということが、私はこれから必要なんじゃないかなと。だから、大企業に特別措置で安くしとるのを中小企業並みに上げろという発想ではなしに、中小企業を下げろとか、税金を国民なり納める方から多く取るという発想ではなしに、やはり少なくしていく中でやっていかないといけないんじゃないか。大型の公共事業中心の社会ではなしに、もっと身近な、向井市長の公約でもあります身近なところの整備というところに目を向けていけば、そんな大きな金額をこれから投入しなくてもいいわけですから、そういうこともあわせてやっていくべきではないかなというのを今提案者が説明される中で感じました。そのような意見だけ申し上げておきます。

**議長（島原正嗣君）** ほかにございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御

異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

**議長（島原正嗣君）** ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（島原正嗣君）** 起立少数であります。よって議員提出議案第29号は、否決されました。

次に、日程第16、議員提出議案第30号 非核平和都市・大阪府宣言を求める決議についてを議題といたします

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本君。

**20番（松本雪美君）** 議員提出議案第30号、非核平和都市・大阪府宣言を求める決議について、決議案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

#### 非核平和都市・大阪府宣言を求める決議（案）

今年には広島、長崎に原爆が投下されてから50周年の節目の年である。

NPT（核不拡散条約）の無期限延長後、中国とフランスが核実験を強行し、広島、長崎の被爆者をはじめ日本国民と世界諸国民の一日も早く核兵器の廃絶をの願いをふみにじった。世界には今なお、約四万五千発の核兵器が存在し、人類と地球の未来を脅かしている。我々は、人類を含むあらゆる生物の存在を否定し脅威を与えつづける核兵器の存在と核実験を容認することはできない。

こうした立場から、本議会と首長はフランス、中国の核実験強行に抗議の意思を表明したところであるが、大阪府を含む府下45の地方自治体すべての議会と首長が両国の核実験強行に厳しく抗議した。これは、非核・平和への大阪府民の強い願いをしめしたものである。

よって、被爆50周年のこの機会に大阪府が「非核平和・大阪府宣言」をするとともに、核兵器の廃絶と世界平和をめぐり積極的なイニシャチブをとられることを要望する。

以上、決議する。

平成7年12月22日

泉南市議会

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。  
———小山君。

8番（小山広明君） この文書の中にNPTという表現があるんですが、核不拡散条約の無期限延長後というのをちょっと説明をしていただきたいのと、中国とフランスが延長後、核実験を強行したという、この流れはどういうふうに関係をするのかの説明をいただきたい。

それから、この議会でフランスの核実験の強行に対して、日本の原発から出る使用済み核燃料をフランスにプルトニウムと分けることを委託しとるわけですね。それを持って帰って「もんじゅ」の燃料に使うということをやっておるわけなんですけども——その持って帰ったものを動燃に売ってですね。しかし、「もんじゅ」がああいう形で大きな事故を起こせば、当然フランスでの使用済み核燃料の再処理は不必要になるわけですね。

それに対して、共産党さんがこの間の意見書の中では、使用済み核燃料のフランスへの委託は、フランスの核実験を大きな意味では支えるもんで反対だという意見書が出たときに、その意見書に反対をされたわけなんですけど、今「もんじゅ」がああいう事故を起こして、より一層使用済み燃料の再処理というのは不必要になることはほとんど明らかなんです。そういう点で今の心境、あの反対の意思はどういうように今は思っておられるのかも、あわせて御答弁をしておいていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） まず、第1点目の核不拡散条約というのは、世界じゅうでこれ以上核をふやさないということを誓い合った条約であります。

それから、プルトニウムを使うそういうふうな「もんじゅ」なんかの原子力発電所や、そしてまたプルトニウムを、フランスから送り届けられてきたものを使って原子力の力を利用しようというようなことについては、共産党は反対をしておりますけれども、この前小山議員が示されたレポートそのものについては信憑性が乏しいということで、私たちは反対の意思を表明させていただきました。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 信憑性というより、あのときに述べられたのは推論で

あると。こうではないかという推論に貫かれておるから科学性がないという、そういう答弁をされたように私記憶しておるんですが、いわゆる軍事施設の中に入ったら調べられないわけですね。だから確実にそうでないということを、むしろフランス側なり日本の委託しとるところが証明すべきではないかというのが、あのときの趣旨なんですよ。だからあなたの言うように、軍事的な施設に入るのに、それがはっきりとわからないから、それは推論で非科学的だという言い方は、私はちょっと的を射てないと思うんですよ。むしろこれは安全だということを科学的に証明されない限り、それはやっぱり不安に思い、疑念を持つというのが日本の市民運動の大きな立場ですからね、それを証明されないから、それは推論で非科学的でいかげんだという決めつけは、私は核の性格上は大変不的確な判断ではないかなというものを持ちました。

そういうことで再度お答えをしていただきたいんですが、そういう不確かなものとか、いかげんなものとかいう、その調べたワイズレポートというのをどういうふうに認識していらっしゃるのか知りませんが、何か受け入れられないような意見に対しては全部価値観を否定するような取り組みの仕方というのは、私は問題ではないかな。やっぱりあくまでも原発の事故が起これば全人類、生命体が危険に遭うわけですから、より安全だという科学的証明は、むしろ当事者側がすべきじゃないかと私は思うんですが、そういう点での御見解をお願いしたいのと、先ほど言った無期限延長というのは、その期限が来てからそういう核実験ができないから、それまでに中国とフランスが駆け込みでやろうとしとるのが今の状況ではないと思うんですが、この無期限延長とか核不拡散条約というのは、全然この条約が結ばれたらもう問題がないという、そういう内容なのかどうかだけちょっと示していただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 核不拡散条約の質問につきましては、核はこれ以上広げないでおこうということについては当然でありますけれども、しかし、これはあくまでも核を保有している大国に向けてのものでありますから、核をそういう国が保有しているということには事実変わりはないことですし、日本共産党は、核は廃絶しようと、そういう立場であります。

それから、もう1点のワイズレポートについては、先ほども言いました

ように、信憑性のないものであってということで、あれには反対をしました。しかし、小山議員の質問に対しましては、私がきょう提案させていただいた非核平和都市・大阪府宣言を求める決議の中身については、趣旨から外れるものとして私の意見を述べておきます。

**議長（島原正嗣君）** 小山君。

**8番（小山広明君）** 全然関係ないわけで、ここに書いてあるわけで、核兵器の実験は容認することができないということをここにきちっと述べられとるわけですから、その趣旨に立って、日本の使用済み核燃料の再処理はフランスに委託しとるわけですね。そのフランスは軍事的な施設と民事が一緒になってぐちゃぐちゃになると、そういうことがきちっと違うということを科学的に証明されてないから、それは危険だということで挙げたわけですから、ここで言おうとしとるフランスの核実験に反対するんであれば、その部分についてもやはりきちっと科学的に証明されない限り、我々が疑念を持つのは当たり前だし、私はそれが普通の市民の感覚だと思うんですね。それを何か、フランス側とか日本の原発を推進しておる側が言うように、見せないようにして、推論だからそれは信憑性がないという言い方は、核実験に反対をする立場をとっている共産党に対して、私は疑問が残るところであります。

そのような意見を申し上げて、採決の中では判断をしまいたいと思います。

**議長（島原正嗣君）** ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（島原正嗣君）** 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第30号は、原案どおり可とすることに決しました。

ただいま可決されました意見書及び決議につきましては、議会の名においてそれぞれの各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては、議長に御一任願いたいと思います。



以上で本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、議員並びに理事者各位におかれましては、健康に御留意され、御家族ともども幸多き輝かしい新年を迎えられることを御祈念をいたします。

これをもちまして平成7年第4回泉南市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後10時20分 閉会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長            島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員           松 本 雪 美

大阪府泉南市議会議員           成 田 政 彦